

条 例 議 案 の 概 要

—令和7年3月定例会—

目 次

議案第 15 号	盛岡市犯罪被害者等支援条例について	1
議案第 16 号	盛岡市子ども未来会議条例について	2
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	3
議案第 18 号	盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 19 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第 20 号	盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について	13
議案第 21 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	15
議案第 22 号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	81
議案第 23 号	盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例について	83
議案第 24 号	盛岡市教育振興基金条例の一部を改正する条例について	84
議案第 25 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について	86
議案第 26 号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について	89
議案第 27 号	盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	91
議案第 28 号	盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止する条例について	93
議案第 29 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	94
議案第 30 号	盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について	98
議案第 31 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	100
議案第 32 号	盛岡市認定子ども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について	103
議案第 33 号	盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について	105
議案第 34 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	109
議案第 35 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	113

議案第 15 号

盛岡市犯罪被害者等支援条例について

1 制定の趣旨

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基本理念

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われるものとする。

(2) 市の責務、市民等及び事業者の役割

市は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

市民等及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 主な施策

ア 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとし、それらを総合的に行うための窓口を設置するものとする。

イ 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(4) 計画の策定、附属機関の設置

市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するための計画を策定する。

犯罪被害者等の支援の推進に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会を置く。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 16 号

盛岡市子ども未来会議条例について

1 制定の趣旨

子ども施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として、盛岡市子ども未来会議を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 組織

委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 市議会議員

イ こどもの保護者

ウ 子ども施策に関する事業に従事する者

エ 子ども施策に関し知識経験を有する者

オ 関係行政機関の職員

(2) 任期

委員の任期は、2年とする。

(3) 庶務

盛岡市子ども未来会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,446（うち福祉事務所 144）	1,428（うち福祉事務所 152）	△18（うち福祉事務所 8）
水道事業及び下水道事業	204	203	△1
病院事業	240	246	6
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	88	90	2
学校	224	222	△2
学校以外の教育機関	52	51	△1
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,295	2,281	△14

3 施行期日

令和7年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																														
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員定数条例</p> <p>盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,428人</td> <td>うち152人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">203人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">246人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">90人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">222人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">51人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,281人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる公共の団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年条例第 号）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,428人	うち152人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	203人		病院事業	246人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	90人		学校	222人		学校以外の教育機関	51人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,281人		<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市職員定数条例</p> <p>盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,446人</td> <td>うち144人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">204人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">240人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">88人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">224人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">52人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,295人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる公共の団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,446人	うち144人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	204人		病院事業	240人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	88人		学校	224人		学校以外の教育機関	52人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,295人	
区分	定数	備考																																																																													
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,428人	うち152人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																													
水道事業及び下水道事業	203人																																																																														
病院事業	246人																																																																														
議会の事務部局	14人																																																																														
教育委員会の事務部局	90人																																																																														
学校	222人																																																																														
学校以外の教育機関	51人																																																																														
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																														
監査委員の事務部局	7人																																																																														
農業委員会の事務部局	12人																																																																														
公平委員会の事務部局	2人																																																																														
合計	2,281人																																																																														
区分	定数	備考																																																																													
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,446人	うち144人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																													
水道事業及び下水道事業	204人																																																																														
病院事業	240人																																																																														
議会の事務部局	14人																																																																														
教育委員会の事務部局	88人																																																																														
学校	224人																																																																														
学校以外の教育機関	52人																																																																														
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																														
監査委員の事務部局	7人																																																																														
農業委員会の事務部局	12人																																																																														
公平委員会の事務部局	2人																																																																														
合計	2,295人																																																																														

議案第 18 号

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を拡大するとともに、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲について、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大する。

(2) 仕事と介護の両立支援に関する措置等を定める。

ア 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出に係る当該職員の意向確認等を行うこと。

イ 40歳に達した職員に対し、介護両立支援制度等を知らせること。

ウ 介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、研修の実施や相談体制の整備等を措置すること。

3 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 昭和34年12月24日条例第34号</p>	<p>○盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 昭和34年12月24日条例第34号</p>
<p>改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 第1条から第8条まで 略</p>	<p>盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 第1条から第8条まで 略</p>
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>
<p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p>	<p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p>
<p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。</p>	<p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。</p>
<p>4 前3項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前各項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第8条の3から第13条まで 略 (介護休暇)</p>	<p>第8条の3から第13条まで 略 (介護休暇)</p>
<p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻</p>	<p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻</p>

改正後	改正前
<p>関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条第1項において「配偶者等」という。)) で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、盛岡市職員給与支給条例第14条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、盛岡市職員給与支給条例第14条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>
<p>第15条及び第16条 略</p>	<p>第15条及び第16条 略</p>
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等)</p> <p>第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 任命権者は、職員に対し、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。))において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	
<p>第18条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(非常勤職員の勤務時間及び休暇)</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間及び休暇)</p>
<p>第19条 非常勤職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。))の勤務時間及び休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、規則の定めるところによる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第17条 非常勤職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。))の勤務時間及び休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、規則の定めるところによる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 19 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）に規定する基本手当に相当する退職手当を同法に規定する地域延長給付の例により支給することができる期間を2年延長するとともに、同法の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 給付日数の延長に関する暫定措置の改正

平成29年及び令和4年の雇用保険法の一部改正により、基本手当の給付日数に関する特例として、令和7年3月31日以前に離職し、雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する者に対して、失業等給付に係る暫定措置（地域延長給付）が講じられているが、今回の雇用保険法の一部改正により、この地域延長給付について、令和9年3月31日以前の離職者まで支給することができるものとされたことから、これに相当する失業者の退職手当についても同様に延長するもの。

(2) 就業手当の廃止に伴う所要の整備

雇用保険法に規定する就業手当は、受給者数が極めて少数であり、さらに減少傾向にあることや、国が直面する人手不足の状況下においては安定した職業への就職促進が求められることを踏まえ、令和7年度から廃止されることに伴い、必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p>
<p>改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市職員の退職手当に関する条例</p>	<p>盛岡市職員の退職手当に関する条例</p>
<p>第1条から第10条まで 略 (失業者の退職手当)</p>	<p>第1条から第10条まで 略 (失業者の退職手当)</p>
<p>第11条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p>	<p>第11条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p>
<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p>	<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p>
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるものであつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除くものとする。</p>	<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるものであつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除くものとする。</p>
<p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にはないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間 (2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</p>	<p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にはないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間 (2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</p>
<p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>	<p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>

改正後	改正前
<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>	<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>
<p>5 退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合は、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び前項の規定による期間に算入しない。</p>	<p>5 退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合は、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び前項の規定による期間に算入しない。</p>
<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>	<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>
<p>7 勤続期間6月以上で退職した職員（第9項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>7 勤続期間6月以上で退職した職員（第9項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p>	<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p>
<p>9 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>9 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>10 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件</p>	<p>10 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件</p>

改正後	改正前
<p>に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p>	<p>に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p>
<p>11 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p>	<p>11 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p>
<p>12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p>	<p>12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p>
<p>13 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>	<p>13 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>
<p>14 第12項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p>14 第12項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>
<p>15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p>15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、 日数分の第1項又は第3項 の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進</p>

改正後	改正前																		
<p>16 第12項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第6項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第8項又は第9項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第12項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>17 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第6項から第12項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。</p> <p>18 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>第12条から第21条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1項から第16項まで 略</p> <p>17 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第11項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>16 第12項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第6項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第8項又は第9項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第12項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>17 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第6項から第12項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。</p> <p>18 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>第12条から第21条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1項から第16項まで 略</p> <p>17 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第11項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11条第11項</td> <td>第28条まで</td> <td>第28条まで及び附則第5条</td> </tr> <tr> <td>第11条第11項第2号</td> <td>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</td> <td>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第11条第11項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条	第11条第11項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11条第11項</td> <td>第28条まで</td> <td>第28条まで及び附則第5条</td> </tr> <tr> <td>第11条第11項第2号</td> <td>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</td> <td>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第11条第11項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条	第11条第11項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第11条第11項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条																	
第11条第11項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第11条第11項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条																	
第11条第11項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）																	
<p>第18項から第27項まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>第18項から第27項まで 略</p> <p>附 則 略</p>																		

議案第 20 号

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

条例で定めるもの以外の旅費の支給又は外国旅行の旅費に係る国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「旅費法」という。）の準用等の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

条例で定めるもの以外の旅費の支給又は外国旅行の旅費について、当分の間、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第22号）による改正前の旅費法を準用し、又はその例によることとする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号</p> <p>改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市旅費条例 第1条から第28条まで 略</p> <p>第29条 この条例に定めるものを除く外、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用する。 （外国旅行の旅費）</p> <p>第30条 外国旅行の旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。 附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。 （盛岡市旅費支給条例等の廃止）</p> <p>2 昭和23年12月27日公布、盛岡市条例第76号、盛岡市旅費支給条例、及び昭和23年10月21日公布、盛岡市条例第65号、盛岡市警察職員旅費支給条例は、廃止する。 （鉄道賃及び船賃の額の算定の特例）</p> <p>3 公務上の必要その他特別の事情により旅行する場合を除くほか、市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者以外の者に係る鉄道賃及び船賃の額の算定については、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金を含まないものとする。 （玉山村の編入に伴う経過措置）</p> <p>4 玉山村の編入の日前に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、この条例の規定にかかわらず、旧玉山村職員旅費支給条例（平成10年玉山村条例第24号）の例による。 （国家公務員等の旅費に関する法律の準用等の特例）</p> <p>5 当分の間、第29条及び第30条の規定の適用については、第29条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、[（]を[）]とあるのは[（]。次条において「旧旅費法」という。）を[）]と、第30条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「旧旅費法」とする。</p> <p>附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市旅費条例 第1条から第28条まで 略</p> <p>第29条 この条例に定めるものを除く外、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用する。 （外国旅行の旅費）</p> <p>第30条 外国旅行の旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。 附 則</p> <p>1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。</p> <p>2 昭和23年12月27日公布、盛岡市条例第76号、盛岡市旅費支給条例、及び昭和23年10月21日公布、盛岡市条例第65号、盛岡市警察職員旅費支給条例は、廃止する。</p> <p>3 公務上の必要その他特別の事情により旅行する場合を除くほか、市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者以外の者に係る鉄道賃及び船賃の額の算定については、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金を含まないものとする。</p> <p>4 玉山村の編入の日前に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、この条例の規定にかかわらず、旧玉山村職員旅費支給条例（平成10年玉山村条例第24号）の例による。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 21 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に伴い宅地造成等工事許可申請手数料等を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 建築基準法関連

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、確認申請の審査省略制度の対象外となる建築物が増加するとともに、審査に必要な項目が増加することから、建築物の確認申請手数料の額の一部を改めるほか、所要の整備をしようとするもの。

※確認申請等に係る手数料表を別紙1として添付。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関連

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、原則全ての建築物が省エネ基準への適合が義務化となることから、新たに省エネ適判の申請対象となる住宅用途や小規模な非住宅用途に係る申請手数料の額を定める。申請手数料は住宅用途の省エネ基準を評価する方法である「標準計算法」及び「仕様・計算併用法」について定める。

イ 住宅用途において、省エネ適判によらず仕様基準により省エネ基準適合とする際の、建築物の確認申請手数料の加算額を定めるほか、完了検査時における省エネ基準に関する完了検査手数料の加算額を定める。

ウ 同法で規定する性能基準適合認定の制度が廃止されることから、その手数料を廃止する。

エ 国土交通省から新たに手数料の設定等に係る基準が示されたことから、同基準に基づく既定の手数料の額を改めるとともに、非住宅用途の工場・倉庫等の用途に係る申請手数料を定めるほか、同法で規定する性能向上計画認定の申請手数料に「仕様・計算併用法」による場合の申請手数料を定める。

※確認申請及び完了検査に係る手数料表を別紙1、省エネ適判申請手数料を別紙2として添付。

※性能向上計画認定に係る手数料表を別紙3として添付。

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律関連

- ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）で規定する低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料に「仕様・計算併用法」による場合の申請手数料を定める。
- イ 国土交通省から新たに手数料の設定等に係る基準が示されたことから、同基準に基づき既定の手数料の額を改める。

(4) 宅地造成等規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）関連

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の規定が令和7年5月23日から適用されることに伴い、旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可申請手数料等を改正する。

(5) 都市計画法関連

- ア 盛土規制法の規定が適用されることに伴い、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為についても盛土規制法の手続きが必要となることから、事務量の増加に係る人件費相当分を増額するため、都市計画法に基づく開発行為許可申請手数料等を改正する。
- イ 都市計画法施行規則第60条第1項に規定する証明書の交付手数料を岩手県が定めたことから、盛岡市においても同様に手数料を定める。

3 施行期日

建築基準法に係る改正規定、建築物のエネルギー消費性能の向上等に係る改正規定、都市の低炭素化の促進に係る改正規定及び都市計画法の証明書交付手数料に係る改正規定は令和7年4月1日、盛土規制法の適用に係る改正規定は令和7年5月23日から施行する。

※下線部分が改正箇所

別表 8 の項
「建築基準法」確認申請手数料

事務	面積区分	改定後手数料	
8 建築物に関する確認申請等手数料	30㎡以下のもの	8,000円	
	30㎡を超え100㎡以下のもの	<u>15,000円</u>	
	100㎡を超え200㎡以下のもの	<u>28,000円</u>	
	200㎡を超え500㎡以下のもの	<u>33,000円</u>	
	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	<u>49,000円</u>	
	1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	68,000円	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	200,000円	
	10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	320,000円	
	50,000㎡を超えるもの	610,000円	
	仕様基準加算額		
	戸建住宅	200㎡未満のもの	<u>13,000円</u>
200㎡以上のもの		<u>15,000円</u>	
共同住宅等	300㎡未満のもの	<u>24,000円</u>	
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	<u>38,000円</u>	
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	<u>60,000円</u>	
	5,000㎡以上	<u>78,000円</u>	

別表 12 の項
「建築基準法」完了検査申請手数料

事務	面積区分	改定後手数料 (基本額)	
12 完了検査手数料(中間検査を受けた建築物)	30㎡以下のもの	13,000円	
	30㎡を超え100㎡以下のもの	17,000円	
	100㎡を超え200㎡以下のもの	22,000円	
	200㎡を超え500㎡以下のもの	31,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	51,000円	
	1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	69,000円	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	160,000円	
	10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	260,000円	
	50,000㎡を超えるもの	500,000円	
	省エネ加算額		
	200㎡未満のもの	200㎡以上500㎡未満のもの	<u>9,000円</u>
500㎡以上1,000㎡未満のもの		<u>20,000円</u>	
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		<u>23,000円</u>	
2,000㎡以上10,000㎡未満のもの		<u>84,000円</u>	
10,000㎡以上のもの		<u>120,000円</u>	

別表 10 の項
「建築基準法」完了検査申請手数料

事務	面積区分	改定後手数料 (基本額)	
10 完了検査手数料(中間検査を受けない建築物)	30㎡以下のもの	14,000円	
	30㎡を超え100㎡以下のもの	18,000円	
	100㎡を超え200㎡以下のもの	23,000円	
	200㎡を超え500㎡以下のもの	32,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	53,000円	
	1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	73,000円	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	170,000円	
	10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	270,000円	
	50,000㎡を超えるもの	510,000円	
	省エネ加算額		
	200㎡未満のもの	<u>7,000円</u>	
200㎡以上500㎡未満のもの	<u>9,000円</u>		
500㎡以上1,000㎡未満のもの	<u>20,000円</u>		
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	<u>23,000円</u>		
2,000㎡以上10,000㎡未満のもの	<u>84,000円</u>		
10,000㎡以上のもの	<u>120,000円</u>		

別表 15・16・23 の項
「建築基準法」建築許可手数料

事務	改定後手数料
15 建築物の敷地と道路との関係に係る建築許可申請手数料	<u>34,000円</u>
16 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	<u>34,000円</u>
23 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	<u>34,000円</u>

別表 40 の 3・40 の 4 の項
「建築基準法」認定申請手数料

事務	面積区分	改定後手数料
40の3 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料	30㎡以下のもの	8,000円
	30㎡を超え100㎡以下のもの	<u>15,000円</u>
	100㎡を超え200㎡以下のもの	<u>28,000円</u>
	200㎡を超え500㎡以下のもの	<u>33,000円</u>
	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	<u>49,000円</u>
	1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	68,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	200,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	320,000円
	50,000㎡を超えるもの	610,000円

※別表40の4項に定める手数料は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。

別表 65 の 20 の項

「建築物エネルギー消費性能適合性判定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種別				
			標準計算	モデル建物法	仕様・計算併用法 (新設)		
65の20 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(1) (新設) ・一戸建ての住宅 ・複合建築物の住宅部分(住戸の数が1であるもの)	(ア) 200㎡未満のもの	35,000円	—	26,000円	
			(イ) 200㎡以上のもの	40,000円	—	29,000円	
		(2) (新設) ・共同住宅等 ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積 ・複合建築物の住宅部分(住戸の数が2以上であるもの) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積	(ア) 300㎡未満のもの	71,000円	—	53,000円	
			(イ) 300㎡以上2,000㎡未満のもの	119,000円	—	89,000円	
			(ウ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	203,000円	—	154,000円	
			(エ) 5,000㎡以上	290,000円	—	225,000円	
		(3) ・非住宅建築物 ・複合建築物の非住宅部分	(ア) 300㎡未満のもの(新設)	235,000円	90,000円	—	
			(イ) 300㎡以上1,000㎡未満のもの	295,000円	115,000円	—	
			(ウ) 1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	380,000円	151,000円	—	
			(エ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	543,000円	244,000円	—	
			(オ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	668,000円	319,000円	—	
			(カ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	790,000円	383,000円	—	
			(キ) 25,000㎡以上	901,000円	449,000円	—	
		(4) (新設) ・非住宅建築物(工場等) ・複合建築物の非住宅部分(工場等)	(ア) 300㎡未満のもの	24,000円	20,000円	—	
			(イ) 300㎡以上1,000㎡未満のもの	32,000円	27,000円	—	
			(ウ) 1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	44,000円	39,000円	—	
			(エ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	105,000円	98,000円	—	
			(オ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	156,000円	148,000円	—	
			(カ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	192,000円	184,000円	—	
			(キ) 25,000㎡以上	238,000円	228,000円	—	
		(5) ・複合建築物の建築物全体	それぞれ該当する区分の額を加算				

別表 65 の 21・65 の 25 の項

「建築物エネルギー消費性能適合性判定変更」申請手数料・「軽微変更該当証明書」
 交付手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

別表 65 の 22 の項

「性能向上計画認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種別					
			適合証なし				適合証あり	
			標準計算	モデル建物法	誘導仕様基準	仕様・計算併用法(新設)		
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額	ア・一戸建ての住宅 ・複合建築物の住宅部分(住戸の数が1であるもの)	(ア) 200㎡未満のもの	35,000円	—	18,000円	26,000円	5,000円
			(イ) 200㎡以上のもの	40,000円	—	19,000円	29,000円	5,000円
		イ・共同住宅等(建築物全体) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積 ・複合建築物の住宅部分(住戸の数が2以上であるもの) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積	(ア) 300㎡未満のもの	71,000円	—	34,000円	53,000円	10,000円
			(イ) 300㎡以上2,000㎡未満のもの	119,000円	—	59,000円	89,000円	21,000円
			(ウ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	203,000円	—	107,000円	154,000円	46,000円
			(エ) 5,000㎡以上のもの	290,000円	—	161,000円	225,000円	83,000円
		ウ・非住宅建築物 ・複合建築物の非住宅部分	(ア) 300㎡未満のもの	235,000円	90,000円	—	—	10,000円
			(イ) 300㎡以上1,000㎡未満のもの	295,000円	115,000円	—	—	17,000円
			(ウ) 1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	380,000円	151,000円	—	—	28,000円
			(エ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	543,000円	244,000円	—	—	83,000円
			(オ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	668,000円	319,000円	—	—	131,000円
			(カ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	790,000円	383,000円	—	—	166,000円
			(キ) 25,000㎡以上のもの	901,000円	449,000円	—	—	207,000円
		エ(新設) ・非住宅建築物(工場等) ・複合建築物の非住宅部分(工場等)	(ア) 300㎡未満のもの	24,000円	20,000円	—	—	10,000円
	(イ) 300㎡以上1,000㎡未満のもの		32,000円	27,000円	—	—	17,000円	
	(ウ) 1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		44,000円	39,000円	—	—	28,000円	
	(エ) 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		105,000円	98,000円	—	—	83,000円	
	(オ) 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		156,000円	148,000円	—	—	131,000円	
	(カ) 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		192,000円	184,000円	—	—	166,000円	
	(キ) 25,000㎡以上のもの		238,000円	228,000円	—	—	207,000円	
	オ・複合建築物の建築物全体	住宅部分	ア(ア)～(イ) イ(ア)～(エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数を合算				
		非住宅部分	ウ(ア)～(キ) エ(ア)～(キ)					
	(2) 略	確認申請との併願時は(1)の金額に確認申請手数料追加						

※建築物の連携による複数建築物は各建築物に応じた上記手数料を合算した額。

別表 65 の 23 の項

「性能向上計画変更認定」申請手数料

⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

別表 65 の 16 の項

「低炭素認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種別						
			適合証なし				適合証あり		
			標準計算	モデル建 物法	誘導仕様 基準	仕様・計 算併用法 (新設)			
65の16 都市の低炭 素化の促進に 関する法律第 53条第1項の 規定に基づき 低炭素建築物 新築等計画の 認定の申請に 対する審査	(1) 次に掲 げる建築物等 の区分に応 じ、それぞれ 次に定める額	ア・一戸建ての住宅 ・住宅・非住宅複合建築物の住宅 部分(住戸の数が1であるもの) ・共同住宅等(住宅部分)	ア) 200㎡未満の もの	36,000円	—	—	—	5,000円	
			イ) 200㎡以上400㎡ 未満のもの	72,000円	—	—	—	10,000円	
			ウ) 400㎡以上800㎡ 未満のもの	101,000円	—	—	—	17,000円	
			エ) 800㎡以上2,000 ㎡未満のもの	142,000円	—	—	—	28,000円	
			オ) 2,000㎡以上 4,000㎡未満のもの	204,000円	—	—	—	46,000円	
			カ) 4,000㎡以上 8,000㎡未満のもの	292,000円	—	—	—	83,000円	
			キ) 8,000㎡以上 16,000㎡未満のもの	396,000円	—	—	—	131,000円	
			ク) 16,000㎡以上 24,000㎡未満のもの	519,000円	—	—	—	166,000円	
			ケ) 24,000㎡以上の もの	609,000円	—	—	—	177,000円	
			イ・一戸建ての住宅 ・住宅・非住宅複合建築物の住宅 部分(住戸の数が1であるもの) ・共同住宅等(住宅部分)	ア) 200㎡未満の もの	—	—	18,000円	26,000円	5,000円
				イ) 200㎡以上の もの	—	—	19,000円	29,000円	5,000円
			ウ・共同住宅等(共用部分) ・住宅・非住宅複合建築物の共用 部分(住戸の数が2以上であるも の) ※住宅部分はアの規定を準用	ア) 300㎡未満の もの	114,000円	—	—	—	10,000円
	イ) 300㎡以上2,000 ㎡未満のもの	187,000円		—	—	—	28,000円		
	ウ) 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	292,000円		—	—	—	83,000円		
	エ) 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	374,000円		—	—	—	131,000円		
	オ) 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	447,000円		—	—	—	166,000円		
	カ) 25,000㎡以上の もの	521,000円		—	—	—	207,000円		
	エ・共同住宅等(共用部分) ・住宅・非住宅複合建築物の共用 部分(住戸の数が2以上であるも の) ※住宅部分はイの規定を準用	ア) 300㎡未満の もの	—	—	34,000円	53,000円	10,000円		
		イ) 300㎡以上2,000 ㎡未満のもの	—	—	59,000円	89,000円	21,000円		
		ウ) 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	—	—	107,000円	154,000円	46,000円		
		エ) 5,000㎡以上の もの	—	—	161,000円	225,000円	83,000円		
	オ・非住宅建築物(工場等専用途 以外) ・住宅・非住宅複合建築物の非住 宅部分(工場等専用途以外)	ア) 300㎡未満の もの	235,000円	90,000円	—	—	10,000円		
		イ) 300㎡以上1,000 ㎡未満のもの	295,000円	115,000円	—	—	17,000円		
		ウ) 1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	380,000円	151,000円	—	—	28,000円		
		エ) 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	543,000円	244,000円	—	—	83,000円		
		オ) 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	668,000円	319,000円	—	—	131,000円		
		カ) 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	790,000円	383,000円	—	—	166,000円		
		キ) 25,000㎡以上の もの	901,000円	449,000円	—	—	207,000円		
	カ・非住宅建築物(工場等専用途) ・住宅・非住宅複合建築物の非住 宅部分(工場等専用途)	ア) 300㎡未満の もの	24,000円	20,000円	—	—	10,000円		
		イ) 300㎡以上1,000 ㎡未満のもの	32,000円	27,000円	—	—	17,000円		
		ウ) 1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	44,000円	39,000円	—	—	28,000円		
		エ) 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	105,000円	98,000円	—	—	83,000円		
		オ) 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	156,000円	148,000円	—	—	131,000円		
		カ) 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	192,000円	184,000円	—	—	166,000円		
		キ) 25,000㎡以上の もの	238,000円	228,000円	—	—	207,000円		
	キ 住宅・非住宅複合建築物の建 築物全体	ア及びウ又はイ及びエに定める額にオ又はカの額を加算							
	(2) 略	確認申請との併願時は(1)の金額に確認申請手数料追加							

別表 65 の 17 の項

「低炭素変更認定」申請手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

別表 51・51 の 2 の項

「盛土規制法」
許可申請手数料、変更許可申請手数料

面積区分	申請手数料
500㎡以下	12,000円
500㎡超1,000㎡以下	21,000円
1,000㎡超2,000㎡以下	30,000円
2,000㎡超3,000㎡以下	45,000円
3,000㎡超5,000㎡以下	56,000円
5,000㎡超10,000㎡以下	75,000円
10,000㎡超20,000㎡以下	119,000円
20,000㎡超40,000㎡以下	185,000円
40,000㎡超70,000㎡以下	295,000円
70,000㎡超100,000㎡以下	424,000円
100,000㎡超	552,000円

別表 51 の 3 の項

「盛土規制法」中間検査手数料

面積区分	申請手数料
5,000㎡以下	4,000円
5,000㎡超10,000㎡以下	6,000円
10,000㎡超20,000㎡以下	12,000円
20,000㎡超40,000㎡以下	20,000円
40,000㎡超70,000㎡以下	34,000円
70,000㎡超100,000㎡以下	45,000円
100,000㎡超	89,000円

別表 56 の項

「都市計画法」開発行為変更許可申請手数料

区分	申請手数料
変更許可申請1件につきア、イ、ウに掲げる額を合算した額（その額が990,000円を超えるときは990,000円とする）	
ア 開発行為に関する設計の変更	許可申請による額に10分の1を乗じて得た額
イ 新たな土地の開発区域への編入に係る変更	新たに編入される開発区域の面積に応じた額
ウ その他の変更	10,000円

別表 63 の項

「都市計画法施行規則」証明書交付手数料

申請手数料
1,340円

※下線部分が改正箇所

別表 55 の項

「都市計画法」開発行為許可申請手数料

	面積区分	申請手数料
自己 居住用	1,000㎡未満	13,000円
	1,000㎡以上3,000㎡未満	30,000円
	3,000㎡以上6,000㎡未満	55,000円
	6,000㎡以上10,000㎡未満	100,000円
	10,000㎡以上30,000㎡未満	150,000円
	30,000㎡以上60,000㎡未満	210,000円
	60,000㎡以上100,000㎡未満	310,000円
	100,000㎡以上	420,000円
	自己 業務用	1,000㎡未満
1,000㎡以上3,000㎡未満		38,000円
3,000㎡以上6,000㎡未満		77,000円
6,000㎡以上10,000㎡未満		130,000円
10,000㎡以上30,000㎡未満		220,000円
30,000㎡以上60,000㎡未満		310,000円
60,000㎡以上100,000㎡未満		430,000円
100,000㎡以上		600,000円
その他		1,000㎡未満
	1,000㎡以上3,000㎡未満	140,000円
	3,000㎡以上6,000㎡未満	200,000円
	6,000㎡以上10,000㎡未満	270,000円
	10,000㎡以上30,000㎡未満	410,000円
	30,000㎡以上60,000㎡未満	550,000円
	60,000㎡以上100,000㎡未満	750,000円
	100,000㎡以上	990,000円

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年 3 月 30 日 条例第29号</p>	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年 3 月 30 日 条例第29号</p>
<p>改正 略 令和 7 年 月 日 条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p>	<p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p>
<p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p>	<p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p>
<p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p>	<p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p>
<p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p>	<p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p>
<p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p>	<p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p>
<p>附 則（令和7年条例第 号） （施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p>	
<p>（1）別表8の項、10の項、12の項、15の項、16の項、23の項、40の3の項、40の4の項、63の項、65の11の項、65の12の項、65の14の項から65の17の項まで及び65の20の項から65の25の項までの改正規定並びに次項から附則第4項まで及び附則第7項から第12項までの規定 令和7年4月1日</p>	
<p>（2）別表51の項及び51の2の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに同表55の項及び56の項の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和7年5月23日</p>	
<p>（経過措置）</p>	
<p>2 改正後の盛岡市手数料条例別表8の項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「第1号施行日」という。）以後にされる脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下この項及び附則第10項において「改正法」という。）第4条の規定による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（建築設備（同法第87条の4の建築設備をいう。以下この項において同じ。）に係る部分を除く。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。）に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた改正法第4条の規定による改正前の建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（建築設備に係る部分を除く。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。）に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 改正後の盛岡市手数料条例別表15の項、16の項及び23の項の規定は、第1号施行日以後にされる建築基準法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号又は第53条第6項第3号の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号又は第53条第6項第3号の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>4 改正後の盛岡市手数料条例別表40の3の項及び40の4の項の規定は、第1号施行日以後にされる建築基準法第86条の8第1項若しくは第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第87条の2第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>5 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る改正前の盛岡市手数料条例別表51の2の項に規定する手数料について</p>	

改正後	改正前
<p>は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（次項において「第2号施行日」という。）以後も、なお従前の例による。この場合において、同表51の2の項中「51の項の右欄」とあるのは、「盛岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年条例第●号）による改正前の51の項の右欄」とする。</p>	
<p>6 改正後の盛岡市手数料条例別表55の項及び56の項の規定は、第2号施行日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料について適用し、第2号施行日前にされた同法第29条又は第35条の2の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>7 改正後の盛岡市手数料条例別表65の11の項及び65の12の項の規定は、第1号施行日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項まで又は第8条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。））に規定する申出に係る審査を含む。以下この項において同じ。）の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第5条第1項から第7項まで又は第8条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>8 改正後の盛岡市手数料条例別表65の14の項及び65の15の項の規定は、第1号施行日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。））に規定する申出に係る審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第10条第3項に規定する申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>9 改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は、第1号施行日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。））に規定する申出に係る審査を含む。以下この項において同じ。）の手数料について適用し、第1号施行日前にされた同法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>10 改正後の盛岡市手数料条例別表65の20の項及び65の21の項の規定は、第1号施行日以後にされる改正法第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次項において「新法」という。）第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の手数料について適用し、第1号施行日前にされた改正法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（次項において「旧法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>11 改正後の盛岡市手数料条例別表65の22の項及び65の23の項の規定は、第1号施行日以後にされる新法第29条第1項又は第31条第1項に規定する認定の申請に対する審査（新法第30条第2項（新法第31条第2項において準用する場合を含む。））に規定する申出に係る審査を含む。）の手数料について適用し、第1号施行日前にされた旧法第34条第1項又は第36条第1項に規定する認定の申請に対する審査（旧法第35条第2項（旧法第36条第2項において準用する場合を含む。））に規定する申出に係る審査を含む。）の手数料については、なお従前の例による。</p>	
<p>12 改正後の盛岡市手数料条例別表65の25の項の規定は、第1号施行日以後にされる脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号。以下「整備省令」という。）第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく同令第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に係る手数料について適用し、第1号施行日前にされた整備省令第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	

別表（第2条、第4条関係）

別表（第2条、第4条関係）

改正後			改正前		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1から7の2まで略			1から7の2まで略		
8 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（建築設備（同法第87条の4の建築設備をいう。以下この項及び9の項から11の項までにおいて同じ。）に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）に対する審査（8の2の項の審査を除く。）	建築物に関する確認申請等手数料	申請又は通知1件につき第1号に定める額(当該申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合させるものである場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を	8 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（建築設備（同法第87条の4の建築設備をいう。以下この項及び9の項から11の項までにおいて同じ。）に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）に対する審査（8の2の項の審査を除く。）	建築物に関する確認申請等手数料	次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を

改正後		改正前	
	<p>変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>イ 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万5,000円</p> <p>ロ</p> <p>ウ 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万8,000円</p> <p>エ 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万3,000円</p> <p>オ 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万9,000円</p> <p>カ 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>キ 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>ク 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>ケ 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p> <p>(2) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有し</p>		<p>変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>ロ</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>エ</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>オ</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>

改正後		改正前	
	<p>ないものに限る。以下この項において同じ。)又は複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分(同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。)次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合させる部分の床面積に限る。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートル未満の場合 1 万3,000円</p> <p>(イ) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートル以上の場合 1 万5,000円</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 申請又は通知に係る床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2 万4,000円</p> <p>(イ) 申請又は通知に係る床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 3万8,000円</p> <p>(ウ) 申請又は通</p>		

改正後			改正前		
		<p>知に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 6万円</p> <p>(エ) 申請又は通知に係る床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 7万8,000円</p>			
8の2から9の2まで 略			8の2から9の2まで 略		
10 建築基準法第7条第1項の規定による申請（建築設備に係る部分を除く。12の項において同じ。）又は同法第18条第20項の規定による通知（建築設備に係る部分を除く。12の項において同じ。）に対する検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	<p>申請又は通知1件につき、第1号に定める額（当該申請又は通知に係る建築物の建築が要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下この項及び12の項において同じ。）又は要通知特定建築行為（同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下この項及び12の項において同じ。）に該当する場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項及び12の項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>イ 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万8,000円</p> <p>ウ 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以</p>	10 建築基準法第7条第1項の規定による申請（建築設備に係る部分を除く。12の項において同じ。）又は同法第18条第20項の規定による通知（建築設備に係る部分を除く。12の項において同じ。）に対する検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	<p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項及び12の項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万8,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万3,000円</p> <p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以</p>

改正後		改正前	
	<p>下の場合 2万3,000円</p> <p>エ 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万2,000円</p> <p>オ 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 5万3,000円</p> <p>カ 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 7万3,000円</p> <p>キ 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 17万円</p> <p>ク 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 27万円</p> <p>ケ 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 51万円</p> <p>(2) 次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計(要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積に限る。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートル未満の場合 7,000円</p> <p>イ 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の場合 9,000円</p> <p>ウ 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 2万円</p> <p>エ 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル</p>		<p>下の場合 3万2,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 5万3,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 7万3,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 17万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 27万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 51万円</p>

改正後			改正前		
		未満の場合 2万3,000円 オ 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上1万平方メートル未満の場合 8万4,000円 カ 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートル以上の場合 12万円			
11 略			11 略		
12 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の同法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知に対する検査	減額して定める建築物に関する完了検査申請等手数料	申請又は通知1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該申請又は通知に係る建築物の建築が要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に該当する場合にあっては、その額に10の項の右欄第2号アからカまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第2号アからカまでに定める額を加算した額) (1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万3,000円 (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万7,000円 (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万2,000円 (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万1,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 5万1,000円 (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万9,000円 (7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 16万円	12 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の同法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知に対する検査	減額して定める建築物に関する完了検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 1万3,000円 (2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万7,000円 (3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万2,000円 (4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万1,000円 (5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 5万1,000円 (6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万9,000円 (7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 16万円

改正後			改正前		
		(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 26万円 (9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 50万円			(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 26万円 (9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 50万円
13及び14 略			13及び14 略		
15 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に係る建築許可申請手数料	3万4,000円	15 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に係る建築許可申請手数料	3万3,000円
16 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	3万4,000円	16 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	3万3,000円
17から22の2まで 略			17から22の2まで 略		
23 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	3万4,000円	23 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	3万3,000円
23の2から40の2まで 略			23の2から40の2まで 略		
40の3 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料	次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。以下この項及び40の4の項において同じ。）を設置（機種交換を含む。）をする場合は、当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額） (1) 申請に係る床面積の合計（建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積、建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 8,000円 (2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万5,000円	40の3 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料	次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。以下この項及び40の4の項において同じ。）を設置（機種交換を含む。）をする場合は、当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額） (1) 申請に係る床面積の合計（建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積、建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下の場合 8,000円 (2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円

改正後			改正前		
		<p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万8,000円</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万3,000円</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万9,000円</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>			<p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>
40の4 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく同法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の変更認定申請手数料	次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(建築設備の設置(機種交換を含む。)をする場合は、当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額)	40の4 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく同法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の変更認定申請手数料	次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(建築設備の設置(機種交換を含む。)をする場合は、当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額)
		<p>(1) 申請に係る床面積の合計(認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)が30平方メ</p>			<p>(1) 申請に係る床面積の合計(認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)が30平方メ</p>

改正後			改正前		
		<p>ートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万5,000円</p> <p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万8,000円</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 3万3,000円</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万9,000円</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>			<p>ートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>
40の5から50まで略			40の5から50まで略		
51 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料	<p>(1) 申請に係る盛土、切土又は土石の堆積（以下この項及び51の2の項において「盛土等」という。）をする土地の面積が500平方メートル以下の場合 1万2,000円</p> <p>(2) 申請に係る盛土等をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(3) 申請に係る盛土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 3万円</p> <p>(4) 申請に係る盛土等</p>	51 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項及び51の2の項において「令和4年改正宅地造成等規制法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅地造成等規制法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成	宅地造成工事許可申請手数料	<p>(1) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以下の場合 1万2,000円</p> <p>(2) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(3) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 3万1,000円</p> <p>(4) 申請に係る切土又は</p>

改正後			改正前		
		<p>をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合 4万5,000円</p> <p>(5) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 5万6,000円</p> <p>(6) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 7万5,000円</p> <p>(7) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合 11万9,000円</p> <p>(8) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合 18万5,000円</p> <p>(9) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 29万5,000円</p> <p>(10) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 42万4,000円</p> <p>(11) 申請に係る盛土等 をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 55万2,000円</p>	<p>に関する工事の許可の申請に対する審査</p>		<p>は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 4万7,000円</p> <p>(5) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 6万7,000円</p> <p>(6) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合 11万円</p> <p>(7) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合 17万円</p> <p>(8) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 25万円</p> <p>(9) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 34万円</p> <p>(10) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 42万円</p>
51の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更に係る許可又は同法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請に係る盛土等をする土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額	51の2 令和4年改正宅地造成等規制法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅地造成等規制法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査	宅地造成工事変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額(その額が42万円を超えるときは、42万円)
					<p>(1) 工事に関する設計の変更 切土又は盛土をする土地の面積(当該土地の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の当該土地の面積)に応じ、51の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 新たな土地を切土又は盛土をする土地に編入する場合の当該土地の区域の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更 1</p>

改正後			改正前		
51の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の検査又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料	(1) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートル以下の場合 4,000円 (2) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 6,000円 (3) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合 1万2,000円 (4) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合 2万円 (5) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 3万4,000円 (6) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 4万5,000円 (7) 検査に係る盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 8万9,000円			万円
52から54の2まで略			52から54の2まで略		
55 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る審査 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 1,000平方メートル未満のとき 1万3,000円 イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき 3万円 ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき 5万5,000円 エ 6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき 10万円	55 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る審査 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 1,000平方メートル未満のとき 8,600円 イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき 2万2,000円 ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき 4万3,000円 エ 6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき 8万6,000円

改正後		改正前	
	<p>オ 1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき 15万 円</p> <p>カ 3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき 21万 円</p> <p>キ 6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき 31万 円</p> <p>ク 10万平方メートル以上のとき 42万円</p> <p>(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る審査 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1,000平方メートル未満のとき 1万 7,000円</p> <p>イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき 3万 8,000円</p> <p>ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき 7万 7,000円</p> <p>エ 6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき 13万 円</p> <p>オ 1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき 22万 円</p> <p>カ 3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき 31万 円</p> <p>キ 6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき 43万 円</p> <p>ク 10万平方メートル以上のとき 60万円</p> <p>(3) その他の開発行為に係る審査 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1,000平方メートル未満のとき 9万 円</p> <p>イ 1,000平方メートル</p>		<p>オ 1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき 13万 円</p> <p>カ 3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき 17万 円</p> <p>キ 6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき 22万 円</p> <p>ク 10万平方メートル以上のとき 30万円</p> <p>(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る審査 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1,000平方メートル未満のとき 1万 3,000円</p> <p>イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき 3万 円</p> <p>ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき 6万 5,000円</p> <p>エ 6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき 12万 円</p> <p>オ 1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき 20万 円</p> <p>カ 3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき 27万 円</p> <p>キ 6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき 34万 円</p> <p>ク 10万平方メートル以上のとき 48万円</p> <p>(3) その他の開発行為に係る審査 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 1,000平方メートル未満のとき 8万 6,000円</p> <p>イ 1,000平方メートル</p>

改正後			改正前		
		<p>以上3,000平方メートル未満のとき 14万円</p> <p>ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき 20万円</p> <p>エ 6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき 27万円</p> <p>オ 1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき 41万円</p> <p>カ 3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき 55万円</p> <p>キ 6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき 75万円</p> <p>ク 10万平方メートル以上のとき 99万円</p>			<p>以上3,000平方メートル未満のとき 13万円</p> <p>ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき 19万円</p> <p>エ 6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき 26万円</p> <p>オ 1万平方メートル以上3万平方メートル未満のとき 39万円</p> <p>カ 3万平方メートル以上6万平方メートル未満のとき 51万円</p> <p>キ 6万平方メートル以上10万平方メートル未満のとき 66万円</p> <p>ク 10万平方メートル以上のとき 87万円</p>
56 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p>次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額(その額が99万円を超えるときは、99万円)</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更(次号の変更のみの場合を除く。)の場合 開発区域の面積(次号の変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、55の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合 新たに編入される開発区域の面積に応じ、55の項の右欄に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更の場合 1万円</p>	56 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p>次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額(その額が87万円を超えるときは、87万円)</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更(次号の変更のみの場合を除く。)の場合 開発区域の面積(次号の変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、55の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合 新たに編入される開発区域の面積に応じ、55の項の右欄に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更の場合 1万円</p>
57から62まで 略			57から62まで 略		
63 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書の交付	開発行為等証明書交付手数料	1件につき 1,340円	63 削除		

改正後			改正前		
64から65の10まで 略			64から65の10まで 略		
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。)の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し(以下この項において「確認書」という。)又は同項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し(以下この項において「住宅性能評価書」という。)の提出がある場合にあっては、7,000円) イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画 7万2,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万円) ウ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。)の新築に係る長期優良住宅建築等計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万	65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。)の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し(以下この項において「確認書」という。)又は同項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し(以下この項において「住宅性能評価書」という。)の提出がある場合にあっては、7,000円) イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画 7万2,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万円) ウ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。)の新築に係る長期優良住宅建築等計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万

改正後		改正前	
	<p>2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6万1,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、10万4,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、17万1,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、21万円）</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円（確認</p>		<p>2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6万1,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、10万4,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、17万1,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、21万円）</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円（確認</p>

改正後		改正前	
	<p>書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、22万4,000円)</p> <p>エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては1万9,000円、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画又はその写し及び当該認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の6に規定する通知書又はその写し(以下この項において「認定管理計画等」という。)の提出がある場合にあつては15万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては3万4,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては24万3,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万8,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては4万9,000円、認定管理計画等の</p>		<p>書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、22万4,000円)</p> <p>エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては1万9,000円、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画又はその写し及び当該認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の6に規定する通知書又はその写し(以下この項において「認定管理計画等」という。)の提出がある場合にあつては15万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては3万4,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては24万3,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万8,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては4万9,000円、認定管理計画等の</p>

改正後		改正前	
	<p>提出がある場合にあっては47万8,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては9万1,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては87万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては15万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては153万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては25万6,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては284万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては31万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては407万2,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては33万5,000円、認定管</p>		<p>提出がある場合にあっては47万8,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては9万1,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては87万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては15万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては153万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては25万6,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては284万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては31万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては407万2,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては33万5,000円、認定管</p>

改正後			改正前		
		<p>理計画等の提出がある場合にあっては498万4,000円)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>			<p>理計画等の提出がある場合にあっては498万4,000円)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>
65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額</p> <p>イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額</p> <p>ウ 共同住宅等の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8</p>	65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額</p> <p>イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額</p> <p>ウ 共同住宅等の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8</p>

改正後			改正前		
		<p>の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画の変更</p> <p>65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分</p> <p>9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>			<p>の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画の変更</p> <p>65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分</p> <p>9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>
65の13 略			65の13 略		
65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>(2) 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の15の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。)に係る部分</p> <p>9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の</p>	65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(2) 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の15の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。)に係る部分</p> <p>9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の</p>

改正後			改正前		
		区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額 (2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額	65の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 (2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令() 以下この項、65の20の項及び65の22の項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、	65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、

改正後		改正前	
	<p>長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分(省令第1条第2項</p> <p>に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の23の項までにおいて同じ。)(第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 3万6,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上400平方メートル未満のもの 7万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が400平方メートル以上800平方メートル未満のもの 10万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が800平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 14万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計</p>		<p>長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。)(第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万6,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が800平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計</p>

改正後		改正前	
	<p>が2,000平方メートル以上 4,000平方メートル未満のもの 20万4,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、4万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が4,000平方メートル以上 8,000平方メートル未満のもの 29万2,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が8,000平方メートル以上 1万6,000平方メートル未満のもの 39万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が1万6,000平方メートル以上 2万4,000平方メートル未満のもの 51万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートル以上のもの 60万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、17万7,000円)</p> <p>イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項、65の17の項及び65の22の項において「第2基準適合性」という。)又は同号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項、65の17の項及び65の22の項において「第3基準適合性」という。))に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が1であるものの住宅部分(第2基準適合性又は第3基準適合性)に係る認定申請に</p>		<p>が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、4万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が8,000平方メートルを超え1万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が1万6,000平方メートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、16万9,000円)</p> <p>イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項、65の17の項及び65の22の項において「第2基準適合性」という。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が1であるものの住宅部分(第2基準適合性 _____ _____に係る認定申請に</p>

改正後		改正前	
	<p>係る住宅部分に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあつては 1万8,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5,000円) 、第3基準適合性に係る認定申請にあつては 2万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあつては 1万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5,000円) 、第3基準適合性に係る認定申請にあつては 2万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>ウ 共同住宅等(第1基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分(第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分(省令第4条第3項第1号 に規定する共用部分をいう。以下この項、65の20の項及び65の22の項において同じ。)の床面積((ア)から(カ)までにおい</p>		<p>係る住宅部分に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの に 1万8,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5,000円) を</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの に 1万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、5,000円) を</p> <p>ウ 共同住宅等(第1基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分(第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。)の床面積((ア)から(カ)までにおい</p>

改正後		改正前	
	<p>て「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11万4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 18万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万8,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 29万2,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万3,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 37万4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、13万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上、2万5,000平方メートル未満のもの 44万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 52万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円)</p> <p>エ 共同住宅等(第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分(第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)共同住宅等又は住宅・非住宅複合建</p>		<p>て「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万 円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>エ 共同住宅等(第2基準適合性 に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分(第2基準適合性 に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)共同住宅等又は住宅・非住宅複合建</p>

改正後		改正前	
	<p>建築物の住宅部分に係るイ(ア)又は(イ)に掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分の床面積((ア)から(エ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあつては3万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円) 、第3基準適合性に係る認定申請にあつては5万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあつては5万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万1,000円) 、第3基準適合性に係る認定申請にあつては8万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万1,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第2基準適合性に係る認定申請にあつては10万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、4万6,000円) 、第3基準適合性に係る認定申請にあつては15万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、4万6,000円)</p>		<p>建築物の住宅部分に係るイ(ア)又は(イ)に掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分の床面積((ア)から(エ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 3万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 5万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 10万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、4万5,000円)</p>

改正後		改正前	
	<p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの第2基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)、第3基準適合性に係る認定申請にあつては22万5,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)</p> <p>オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(カに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(省令第1条第1項第1号)に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の23の項までにおいて同じ。) (カに掲げる部分を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第4基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては23万5,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第5基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万 円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請に</p>		<p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>15万5,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、8万 円)</p> <p>オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(カに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の25の項までにおいて同じ。) (カに掲げる部分を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては23万9,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第4基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円</p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請に</p>

改正後		改正前	
	<p>あつては29万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては11万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては54万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては24万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては66万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては31万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000</p>		<p>あつては29万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては12万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては24万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000</p>

改正後		改正前	
	<p>平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては79万円(適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては38万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては90万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、20万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては44万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、20万7,000円)</p> <p>カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 省令第10条第1号ロ(1)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第6基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては2万4,000円(適合証の提出が</p>		<p>平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては78万円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては37万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては89万円(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては45万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)</p> <p>カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号ロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第5基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては10万9,000円(適合証の提出が</p>

改正後		改正前	
	<p>ある場合にあつては、1万円)、同号ロ(2)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第7基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては、2万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの第6基準適合性に係る認定申請にあつては、3万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては、2万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの第6基準適合性に係る認定申請にあつては、4万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては、3万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの第6基準適合性に係る認定申請にあつては、10万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては、9万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計</p>		<p>ある場合にあつては、1万円)、同号ロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第6基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては、4万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第5基準適合性に係る認定申請にあつては、13万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第6基準適合性に係る認定申請にあつては、6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第5基準適合性に係る認定申請にあつては、17万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第6基準適合性に係る認定申請にあつては、8万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第5基準適合性に係る認定申請にあつては、27万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第6基準適合性に係る認定申請にあつては、15万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(オ) 床面積の合計</p>

	改正後	改正前	
	<p>が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては14万8,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては19万2,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては18万4,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては23万8,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、20万7,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては22万8,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、20万7,000円)</p> <p>キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) ア(ア)から(ケ)まで及びウ(ア)から(カ)までに定める額(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係る認定申請が第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請である場合</p>		<p>が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、第6基準適合性に係る認定申請にあつては21万2,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)、第6基準適合性に係る認定申請にあつては25万8,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第5基準適合性に係る認定申請にあつては49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)、第6基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)</p> <p>キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) ア(ア)から(ケ)まで及びウ(ア)から(カ)までに定める額(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係る認定申請が第2基準適合性 に係る認定申請である場合</p>

改正後			改正前		
		<p>にあつては、イ(ア)又は(イ)及びエ(ア)から(エ)までに定める額)を合算した額に、オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア)から(キ)まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア)から(キ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>にあつては、イ(ア)又は(イ)及びエ(ア)から(エ)までに定める額)を合算した額に、オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア)から(キ)まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア)から(キ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

改正後		改正前	
	<p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄第1号)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額(当該住宅又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性又は第3基準適合性に係る変更認定申請である場合)にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計(8の項の右欄第1号)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号イ(ア)又は(イ)に定める額)</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄第1号)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額(当該共同住宅等又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性又は第3基準適合性に係る変更認定申請である場合)にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄第1号)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65</p>		<p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額(当該住宅又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合)にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計(8の項の右欄)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号イ(ア)又は(イ)に定める額)</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額(当該共同住宅等又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合)にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄)の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65</p>

改正後		改正前	
	<p>の16の項の右欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)までに定める額を合算した額)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。)</p> <p>65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち工場等専用部分</p> <p>65の16の項の右欄第1号カ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号カ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性又は第3基準適合性に係る変更認定申請である場合)あつては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から</p>		<p>の16の項の右欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)までに定める額を合算した額)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。)</p> <p>65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち工場等専用部分</p> <p>65の16の項の右欄第1号カ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号カ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合)あつては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から</p>

改正後		改正前	
	<p>(エ)まで並びに同欄第1号オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合)あつては、同欄第1号カ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計</p> <p>8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)(65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合)あつては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計</p> <p>8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性又は第3基準適合性に係る変更認定申請である場合)あつては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)まで並びに同欄第1号オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合)あつては、同欄第1号カ(ア)から(キ)までに定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲</p>		<p>(エ)まで並びに同欄第1号オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合)あつては、同欄第1号カ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計</p> <p>8の項の右欄の規定により算定した面積)(65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合)あつては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計</p> <p>8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性にに係る変更認定申請である場合)あつては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)まで並びに同欄第1号オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合)あつては、同欄第1号カ(ア)から(キ)までに定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲</p>

改正後			改正前		
		げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の18及び65の19略			65の18及び65の19略		
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（以下この項及び65の21の項において「判定申請」という。）1件につき、次に掲げる要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）又は要通知特定建築行為（同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （1）一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。） 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計（要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る部分の床面積に限る。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る判定申請にあつては3万5,000円、同号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る判定申請にあつては2万6,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 第1基準適合	65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請 1件につき、次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

改正後		改正前	
	<p>性に係る判定申請にあつては4万円、第2基準適合性に係る判定申請にあつては2万9,000円</p> <p>(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。65の21の項から65の23の項までにおいて同じ。) 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積(住宅部分の省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を除く。イからエまでにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあつては7万1,000円、第2基準適合性に係る判定申請にあつては5万3,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあつては11万9,000円、第2基準適合性に係る判定申請にあつては8万9,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあつては20万3,000円、第2基準適合性に係る判定申請にあつては15万4,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 第1基準適合性に係る判定申請にあつては29万円、第2基準適合性に係る判定申請にあつては22万5,000円</p> <p>(3) 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物</p>		

改正後		改正前	
	<p>をいう。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。）（次号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項において「第3基準適合性」という。）に係る判定申請にあつては23万5,000円、同号ロに定める基準への適合性（以下この項において「第4基準適合性」という。）に係る判定申請にあつては9万円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては29万5,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては11万5,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては38万円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては15万1,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては54万3,000円</p>		<p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては31万5,000円、同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては12万3,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万6,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万1,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては58万円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては26万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては71万4,000円</p>

	改正後		改正前
	<p>円、第4基準適合性に係る 判定申請にあつては24万4,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る 判定申請にあつては66万8,000円、第4基準適合性に係る 判定申請にあつては31万9,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る 判定申請にあつては79万円、第4基準適合性に係る 判定申請にあつては88万3,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては90万1,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては44万9,000円</p> <p>(4) 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等(省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。)の用途に供するもの 次に掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては2万4,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては2万円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 第3基準</p>		<p>円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては34万1,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては48万円</p>

改正後		改正前	
	<p>適合性に係る判定申請にあつては3万2,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては2万7,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては4万4,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては3万9,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては10万5,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては9万8,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては15万6,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては14万8,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては19万2,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては18万4,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第3基準適合性に係る判定申請にあつては23万8,000円、第4基準適合性に係る判定申請にあつては22万8,000円</p> <p>円</p> <p>(5) 複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の23の項までにおいて同じ。)の建築物全体次のア又はイに掲げる複合建築物の部分の</p>		

改正後			改正前		
		<p>区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては第1号ア又はイに掲げる判定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては第2号アからエまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 第3号アからキまで(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、第4号アからキまで)に掲げる判定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ第3号アからキまで(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、第4号アからキまで)に定める額</p>			
65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料	<p>判定申請1件につき、次の各号に掲げる要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物</p> <p>の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>65の20の項の右欄第1号ア又はイに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア又はイに定める額</p> <p>(2) 共同住宅等 65の20の項の右欄第2号アからエまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第2号アからエまでに定める額</p> <p>(3) 非住宅建築物(次号</p>	65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、当該各号に定める額</p>

改正後		改正前	
	<p>に掲げる建築物を除く。) 65の20の項の右欄第3号アからキまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第3号アからキまでに定める額</p> <p>(4) 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等の用途に供するもの 65の20の項の右欄第4号アからキまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第4号アからキまでに定める額</p> <p>(5) 複合建築物の建築物全体 次のア又はイに掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては65の20の項の右欄第1号ア又はイに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては65の20の項の右欄第2号アからエまでに掲げる判定申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第2号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 65の20の項の右欄第3号アからキまで(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、同欄第4号アからキまで)に掲げる判定申請に係る</p>		

改正後		改正前	
	<p>円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては1万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)、第3基準適合性に係る認定申請にあつては2万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては1万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)、第3基準適合性に係る認定申請にあつては2万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(住宅部分の省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万1,000円(適合証</p>		<p>円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(住宅部分の省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円(適合証</p>

改正後		改正前	
	<p>の提出がある場合 にあつては、1万 円）、第2基 準適合性に係る認 定申請にあつては 3万4,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、1万 円）、第3基 準適合性に係る認 定申請にあつては5 万3,000円（適合証 の提出がある場合 にあつては、1万 円）</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル 以上、2,000平方メ ートル未満のもの 第1基準適合性 に係る認定申請に あつては11万9,000 円（適合証の提出が ある場合にあつて は、2万1,000円）、 第2基準適合性に 係る認定申請にあ つては5万9,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、2万1,000円）、 第3基準適合性に 係る認定申請にあ つては8万9,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、2万1,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上、5,000平方 メートル未満のも の第1基準適合 性に係る認定申請 にあつては20万 3,000円（適合証の 提出がある場合に あつては、4万 6,000円）、第2基 準適合性に係る認 定申請にあつては 10万7,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、4万 6,000円）、第3基 準適合性に係る認 定申請にあつては 15万4,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、4万 6,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メー トル以上のもの</p>		<p>の提出がある場合 にあつては、1万 1,000円）、第2基 準適合性に係る認 定申請にあつては 3万7,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、1万 1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以内のもの 第1基準適合性 に係る認定申請に あつては12万7,000 円（適合証の提出が ある場合にあつて は、2万3,000円）、 第2基準適合性に 係る認定申請にあ つては6万3,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のも の第1基準適合 性に係る認定申請 にあつては21万 7,000円（適合証の 提出がある場合に あつては、5万 円）、第2基 準適合性に係る認 定申請にあつては 11万4,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、5万 円）</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メー トルを超えるもの</p>

改正後		改正前	
	<p>第1基準適合性に係る認定申請にあつては29万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)、第3基準適合性に係る認定申請にあつては22万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)</p> <p>ウ 非住宅建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p> <p>又は複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。)次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては23万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては9万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては29万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては11万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p>		<p>第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)</p> <p>ウ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)</p> <p>又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては25万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては31万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては12万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p>

改正後		改正前	
	<p>が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては38万円（適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては54万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては24万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては66万8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては31万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては79万円（適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては</p>		<p>が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては58万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては</p>

改正後		改正前	
	<p>38万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万6,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のものの第4基準適合性に係る認定申請にあっては90万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては44万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、20万7,000円）</p> <p>エ 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等の用途に供するもの又は複合建築物の非住宅部分のうちその全部を工場等の用途に供するもの次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの第6基準適合性に係る認定申請にあっては2万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては2万円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの第6基準適合性に係る認定申請にあっては3万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万7,000円）、第7基準適合性に係る認定申請にあっては2万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル</p>		<p>40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの第3基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）</p>

改正後			改正前			
		<p>ル以上2,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては4万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては3万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万8,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては10万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては9万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万3,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては14万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、13万1,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第6基準適合性に係る認定申請にあつては19万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)、第7基準適合性に係る認定申請にあつては18万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、16万6,000円)</p>				

改正後		改正前	
	<p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの</p> <p>第6基準適合性に係る認定申請にあっては23万8,000円(適合証の提出がある場合)にあっては、20万7,000円)、</p> <p>第7基準適合性に係る認定申請にあっては22万8,000円(適合証の提出がある場合)にあっては、20万7,000円)</p> <p>オ 複合建築物の建築物全体 次の(ア)又は(イ)に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分</p> <p>ウに掲げる非住宅部分にあってはウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額、エに掲げる非住宅部分にあってはエ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄第1号アからケまでに掲</p>		<p>エ 複合建築物の建築物全体 次</p> <p>に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分</p> <p>ウ</p> <p>ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ</p> <p>エ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄各号</p> <p>に掲</p>

改正後			改正前		
		<p>げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第31条第1項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、</p>	65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第36条第1項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、</p>

改正後		改正前	
	<p>それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物(エに掲げる建築物を除く。)又は複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。)</p> <p>65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 非住宅建築物のうち非住宅部分の全部を工場等の用途に供するもの又は複合建築物の非住宅部分のうちその全部を工場等の用途に供するもの 65の22の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 複合建築物の建築物全体 次の(ア)又は(イ)に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1</p>		<p>それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物 又は複合建築物の非住宅部分</p> <p>65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 次の(ア)又は(イ)に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1</p>

改正後			改正前		
		<p>号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウに掲げる非住宅部分にあつては同欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額、同欄第1号エに掲げる非住宅部分にあつては同欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄第1号アからケまでに掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄第1号アからケまでに定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄第1号の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の24 削除			65の24 建築物のエネルギー消費性能向上等に関する	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定

改正後				改正前			
				<p>法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>			<p>める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、6,000円)、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性(以下この項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積(住宅部分の省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー</p>

改正後				改正前			
						<p>ギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5万円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5万円)</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定</p>	

改正後			改正前		
					申請にあつては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）
					(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
					ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）
					イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては31万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては12万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円）
					ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）
					エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては58万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては26万1,000円（適合証の

改正後			改正前		
					<p>提出がある場合にあっては、8万9,000円)</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円(適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては48万円(適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円)</p> <p>(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては第2号アからエまでに掲げる申請に係る床</p>

議案第 22 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
64億 9,158万 9,233円	64億 5,257万 4,425円

3 施行期日

公布の日

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例</p> <p>第1条 略 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、64億5,257万4,425円とする。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例</p> <p>第1条 略 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、64億9,158万9,233円とする。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 23 号

盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止する条例について

1 趣旨

水洗便所改造資金貸付基金（以下「基金」という。）を廃止しようとするものである。

2 基金制度の概要

(1) 基金の額 3,000 万円

(2) 対象者

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者

ウ 盛岡市市税条例（昭和 25 年条例第 16 号）による市民税（分離課税に係る所得割を除く。）又は市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）が課されていない者で生活が困難であると特に上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(3) 貸付金額 80 万円以内で管理者が定める額

(4) 貸付条件

ア 据置期間 貸付けの翌月から 3 年以内

イ 償還期限 据置期間経過後 72 月以内

ウ 償還方法 月賦均等償還

エ 利息 無利息

3 廃止の理由

この基金は、2-（2）に掲げる者が自宅を水洗便所に改造するために必要な資金を無利息で融資することを目的に設置されたものであるが、新規貸付けは平成 22 年度が最後となっており、貸付けの需要が低下している。このため、3,000 万円の基金を下水道事業資金として有効に活用することとし、基金を廃止しようとするものである。

なお、基金の廃止後は、盛岡市水洗便所改造資金貸付規程（仮称）を制定し、下水道事業会計から基金制度と同様の貸付けを行う予定である。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 24 号

盛岡市教育振興基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市行造林契約及び分収造林契約の満了に伴い教育振興基金に属する山岸小学校の一部、河南中学校、大宮中学校、飯岡小学校、羽場小学校及び永井小学校の学校林を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

立木の伐採及び売払いの実施に伴い廃止する学校林について、別表第3及び第4から削除するとともに、所在及び面積の整備が必要となる学校林を別表第4に加える。

3 施行期日

公布の日

改正後	改正前																																																																																																																	
<p>○盛岡市教育振興基金条例 昭和40年3月29日条例第27号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市教育振興基金条例</p> <p>第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 一般教育林 ア 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 イ 別表第1の2に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 学校林 ア 別表第2に掲げる土地の上にある立木 イ 別表第3に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 ウ 別表第4に掲げる部分林の部分木の共有持分 (3) 一般教育林及び学校林の売却代金(市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。以下同じ。)、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第8条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1から別表第2まで 略</p> <p>別表第3 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校林</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の1</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> <td>米内小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字明通9番の5</td> <td style="text-align: center;">4.67</td> <td>米内中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の2</td> <td style="text-align: center;">0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">山岸小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の25</td> <td style="text-align: center;">1.44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第2地割1番67</td> <td style="text-align: center;">1.94</td> <td style="text-align: center;">中野小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の35</td> <td style="text-align: center;">11.47</td> <td>山王小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の36</td> <td style="text-align: center;">13.82</td> <td>城東中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の13の内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校林</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市根田茂字金山沢国有林</td> <td style="text-align: center;">1.32</td> <td style="text-align: center;">中野小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢字毛無森国有林</td> <td style="text-align: center;">2.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市築川字岩部山国有林</td> <td style="text-align: center;">1.81</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校林		学校名	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校	盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校	盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36				山岸小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44		盛岡市川目第2地割1番67	1.94	中野小学校				盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校	盛岡市浅岸字元信46番の13の内			学校林		学校名	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市根田茂字金山沢国有林	1.32	中野小学校	盛岡市砂子沢字毛無森国有林	2.37		盛岡市築川字岩部山国有林	1.81					<p>○盛岡市教育振興基金条例 昭和40年3月29日条例第27号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市教育振興基金条例</p> <p>第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 一般教育林 ア 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 イ 別表第1の2に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 学校林 ア 別表第2に掲げる土地の上にある立木 イ 別表第3に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 ウ 別表第4に掲げる部分林の部分木の共有持分 (3) 一般教育林及び学校林の売却代金(市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。以下同じ。)、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第8条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表第1から別表第2まで 略</p> <p>別表第3 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校林</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の1</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> <td>米内小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字明通9番の5</td> <td style="text-align: center;">4.67</td> <td>米内中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上米内字米内沢50番の2</td> <td style="text-align: center;">0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の19</td> <td style="text-align: center;">1.45</td> <td style="text-align: center;">山岸小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の25</td> <td style="text-align: center;">1.44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第2地割1番67</td> <td style="text-align: center;">1.94</td> <td style="text-align: center;">中野小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56</td> <td style="text-align: center;">12.25</td> <td style="text-align: center;">河南中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の35</td> <td style="text-align: center;">11.47</td> <td>山王小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字木々塚23番の36</td> <td style="text-align: center;">13.82</td> <td>城東中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字元信46番の13の内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校林</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市根田茂字金山沢国有林</td> <td style="text-align: center;">1.32</td> <td style="text-align: center;">中野小学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢字毛無森国有林</td> <td style="text-align: center;">1.19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市猪去字三助山国有林</td> <td style="text-align: center;">4.62</td> <td style="text-align: center;">大宮中学校</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上飯岡字箱ヶ森国有林</td> <td style="text-align: center;">2.34</td> <td style="text-align: center;">飯岡小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">羽場小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">永井小学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校林		学校名	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校	盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校	盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36		盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	山岸小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44		盛岡市川目第2地割1番67	1.94	中野小学校	盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校	盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10			盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校	盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校	盛岡市浅岸字元信46番の13の内			学校林		学校名	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市根田茂字金山沢国有林	1.32	中野小学校	盛岡市砂子沢字毛無森国有林	1.19		盛岡市猪去字三助山国有林	4.62	大宮中学校	盛岡市上飯岡字箱ヶ森国有林	2.34	飯岡小学校			羽場小学校			永井小学校
学校林		学校名																																																																																																																
所在	面積 (ヘクタール)																																																																																																																	
盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校																																																																																																																
盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校																																																																																																																
盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36																																																																																																																	
		山岸小学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44																																																																																																																	
盛岡市川目第2地割1番67	1.94	中野小学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字元信46番の13の内																																																																																																																		
学校林		学校名																																																																																																																
所在	面積 (ヘクタール)																																																																																																																	
盛岡市根田茂字金山沢国有林	1.32	中野小学校																																																																																																																
盛岡市砂子沢字毛無森国有林	2.37																																																																																																																	
盛岡市築川字岩部山国有林	1.81																																																																																																																	
学校林		学校名																																																																																																																
所在	面積 (ヘクタール)																																																																																																																	
盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校																																																																																																																
盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校																																																																																																																
盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36																																																																																																																	
盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	山岸小学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44																																																																																																																	
盛岡市川目第2地割1番67	1.94	中野小学校																																																																																																																
盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校																																																																																																																
盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10																																																																																																																		
盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校																																																																																																																
盛岡市浅岸字元信46番の13の内																																																																																																																		
学校林		学校名																																																																																																																
所在	面積 (ヘクタール)																																																																																																																	
盛岡市根田茂字金山沢国有林	1.32	中野小学校																																																																																																																
盛岡市砂子沢字毛無森国有林	1.19																																																																																																																	
盛岡市猪去字三助山国有林	4.62	大宮中学校																																																																																																																
盛岡市上飯岡字箱ヶ森国有林	2.34	飯岡小学校																																																																																																																
		羽場小学校																																																																																																																
		永井小学校																																																																																																																

議案第 25 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

県の例に準じ、広告物等の表示又は設置の許可に係る手数料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

区分		単位	手数料（現行）	手数料（改定）
電柱巻付広告物		1個につき	450円	500円
電柱そで看板		1個につき	450円	500円
広告幕、広告旗及びのぼり		1枚につき	500円	550円
アドバルーン		1個につき	2,600円	2,650円
広告板、 そで看 板、建植 広告物、 屋上広 告物そ の他こ れらに 準ずる 広告物	表示面積が1平方メ ートルまでのもの	1枚又は1個に つき	550円	600円
	表示面積が1平方メ ートルを超え3平方 メートルまでのもの	1枚又は1個に つき	1,050円	1,100円
	表示面積が3平方メ ートルを超え6平方 メートルまでのもの	1枚又は1個に つき	1,650円	1,700円
	表示面積が6平方メ ートルを超え10平方 メートルまでのもの	1枚又は1個に つき	2,150円	2,200円
	表示面積が10平方メ ートルを超えるもの	1枚又は1個に つき	2,150円に10平方 メートルを超えた 5平方メートルま でごとに700円を 加算した額	2,200円に10平方 メートルを超えた 5平方メートルま でごとに750円を 加算した額

3 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前																																																																						
<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市屋外広告物条例 目次及び第1条から第44条まで 略 (手数料)</p> <p>第45条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第29条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は第39条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 許可に係る手数料 別表に定める額 (2) 登録に係る手数料 10,000円 (3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第46条から第59条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (第45条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり紙</td> <td>50枚までごとに</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>はり札</td> <td>1枚につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td>1枚につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>電柱巻付広告物</td> <td>1個につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>電柱そで看板</td> <td>1個につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>広告幕、広告旗及びのぼり</td> <td>1枚につき</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>アドバルーン</td> <td>1個につき</td> <td>2,650円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物</td> <td>表示面積が1平方メートルまで</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が10平方メートルを超えるもの</td> <td>2,200円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに750円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。ただし、算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。</p> <p>3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告</p>	区分	単位	手数料	はり紙	50枚までごとに	300円	はり札	1枚につき	100円	立看板	1枚につき	350円	電柱巻付広告物	1個につき	500円	電柱そで看板	1個につき	500円	広告幕、広告旗及びのぼり	1枚につき	550円	アドバルーン	1個につき	2,650円	広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまで	600円	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	1,100円	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	1,700円	表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの	2,200円	表示面積が10平方メートルを超えるもの	2,200円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに750円を加算した額	<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市屋外広告物条例 目次及び第1条から第44条まで 略 (手数料)</p> <p>第45条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第29条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は第39条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 許可に係る手数料 別表に定める額 (2) 登録に係る手数料 10,000円 (3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第46条から第59条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表 (第45条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり紙</td> <td>50枚までごとに</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>はり札</td> <td>1枚につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td>1枚につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>電柱巻付広告物</td> <td>1個につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>電柱そで看板</td> <td>1個につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>広告幕、広告旗及びのぼり</td> <td>1枚につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>アドバルーン</td> <td>1個につき</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物</td> <td>表示面積が1平方メートルまで</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの</td> <td>2,150円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が10平方メートルを超えるもの</td> <td>2,150円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに700円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。ただし、算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。</p> <p>3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告</p>	区分	単位	手数料	はり紙	50枚までごとに	300円	はり札	1枚につき	100円	立看板	1枚につき	350円	電柱巻付広告物	1個につき	450円	電柱そで看板	1個につき	450円	広告幕、広告旗及びのぼり	1枚につき	500円	アドバルーン	1個につき	2,600円	広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまで	550円	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	1,050円	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	1,650円	表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの	2,150円	表示面積が10平方メートルを超えるもの	2,150円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに700円を加算した額
区分	単位	手数料																																																																					
はり紙	50枚までごとに	300円																																																																					
はり札	1枚につき	100円																																																																					
立看板	1枚につき	350円																																																																					
電柱巻付広告物	1個につき	500円																																																																					
電柱そで看板	1個につき	500円																																																																					
広告幕、広告旗及びのぼり	1枚につき	550円																																																																					
アドバルーン	1個につき	2,650円																																																																					
広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまで	600円																																																																					
	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	1,100円																																																																					
	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	1,700円																																																																					
	表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの	2,200円																																																																					
	表示面積が10平方メートルを超えるもの	2,200円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに750円を加算した額																																																																					
区分	単位	手数料																																																																					
はり紙	50枚までごとに	300円																																																																					
はり札	1枚につき	100円																																																																					
立看板	1枚につき	350円																																																																					
電柱巻付広告物	1個につき	450円																																																																					
電柱そで看板	1個につき	450円																																																																					
広告幕、広告旗及びのぼり	1枚につき	500円																																																																					
アドバルーン	1個につき	2,600円																																																																					
広告板、そで看板、建植広告物、屋上広告物その他これらに準ずる広告物	表示面積が1平方メートルまで	550円																																																																					
	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートルまでのもの	1,050円																																																																					
	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートルまでのもの	1,650円																																																																					
	表示面積が6平方メートルを超え10平方メートルまでのもの	2,150円																																																																					
	表示面積が10平方メートルを超えるもの	2,150円に10平方メートルを超えた5平方メートルまでごとに700円を加算した額																																																																					

改正後	改正前
物等について、この表により算定した額とする。	物等について、この表により算定した額とする。

議案第 26 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、盛岡市川目生活改善センターを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第2条の表から盛岡市川目生活改善センターの項を削る。
- (2) 別表中から盛岡市川目生活改善センターの使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

令和7年4月1日

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																	
<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市生活改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割65番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市藪川字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割65番地	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市藪川字外山35番地44	区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで							盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	盛岡市岩洞生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市生活改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市川目生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割65番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市藪川字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">盛岡市川目生活改善センター</td> <td>集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>衣生活実習室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割65番地	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市藪川字外山35番地44	区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで							盛岡市川目生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	衣生活実習室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円								盛岡市岩洞生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
名称	位置																																																																																																																																																	
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割65番地																																																																																																																																																	
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市藪川字外山35番地44																																																																																																																																																	
区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																																																																											
盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																											
盛岡市岩洞生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																											
名称	位置																																																																																																																																																	
盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1																																																																																																																																																	
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割65番地																																																																																																																																																	
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市藪川字外山35番地44																																																																																																																																																	
区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																																																																											
盛岡市川目生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	衣生活実習室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																											
盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																											
盛岡市岩洞生活改善センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																											
	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																											

議案第 27 号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、市が独自に定める地域包括支援センターの職員等に係る基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

介護保険法施行規則の改正に伴い、市独自の基準を規定している第 7 条を改正し、「常勤換算方法」及び「複数のセンターにおける職員の柔軟な配置」を可能とするもの。

3 施行期日

公布の日

改正後	改正前																
<p>○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月27日条例第15号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p>第1条から第6条まで 略 (地域包括支援センターの職員等に係る基準)</p> <p>第7条 担当する区域の第1号被保険者(介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね6,000人以上である地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)に置くべき職員及びその員数は、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当する区域の第1号被保険者の数</th> <th style="text-align: center;">職員及びその員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね6,000人以上 8,000人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね8,000人以上1万人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね1万人以上1万2,000人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、盛岡市地域包括支援センター運営協議会(盛岡市介護保険条例(平成12年条例第26号)第20条の盛岡市地域包括支援センター運営協議会をいう。次項において同じ。)が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域とみなして、前項の表の左欄に掲げる当該年度の前年度の7月1日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定める職員及びその員数を当該一の区域内の当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該複数の地域包括支援センターがそれぞれ同項に定める基準を満たすものとする。この場合において、当該一の区域内の一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の基準は、専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人とする。</p> <p>3 前2項の場合において、盛岡市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤の職員の員数については、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。</p> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数	おおむね6,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人	おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人	おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人	<p>○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月27日条例第15号</p> <p>盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p>第1条から第6条まで 略 (地域包括支援センターの職員等に係る基準)</p> <p>第7条 担当する区域の第1号被保険者(介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね6,000人以上である地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)に置くべき職員及びその員数は、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当する区域の第1号被保険者の数</th> <th style="text-align: center;">職員及びその員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね6,000人以上 8,000人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人</td> </tr> <tr> <td>おおむね8,000人以上1万人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね1万人以上1万2,000人未満</td> <td>専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数	おおむね6,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人	おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人	おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人
担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数																
おおむね6,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人																
おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人																
おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人																
担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数																
おおむね6,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人																
おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人																
おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人																

議案第 28 号

盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市軽費老人ホームを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市軽費老人ホーム条例を廃止するもの。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 29 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

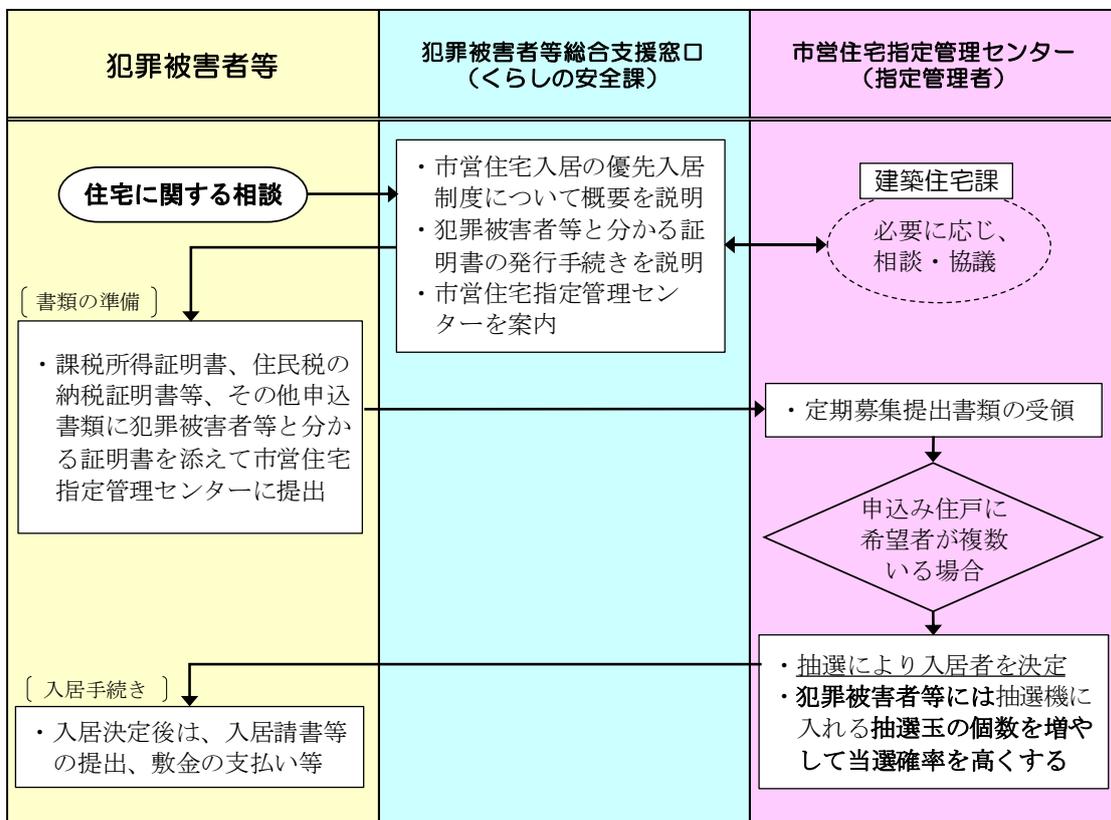
1 改正の趣旨

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について市営住宅への優先入居の取扱いをするとともに、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときに敷金をその債務の弁済に充てることができることとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

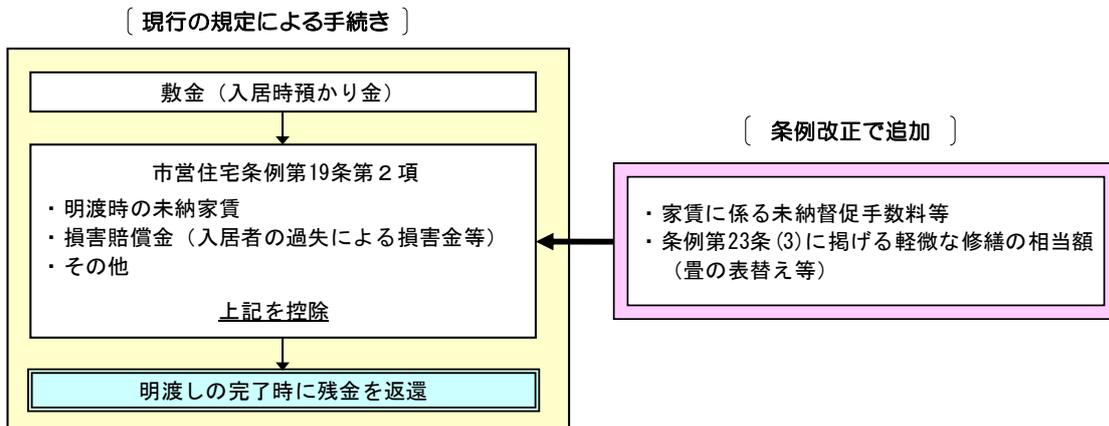
(1) 盛岡市市営住宅条例第9条第3項の規定により、ひとり親、高齢者、心身障がい者又はDV被害者等を含む世帯の入居申込については、入居者を決める抽選において当選確率が高くなる優遇措置を行っているが、盛岡市犯罪被害者等支援条例の制定に関わり、市営住宅の入居要件を満たす犯罪被害者等にも当該優遇措置を適用するもの。

〈参考〉市営住宅入居者募集における犯罪被害者等の流れ



(2) 入居者が市営住宅を明け渡す際に、現在は未納家賃及び損害賠償金等がある場合は敷金から控除することができるが、家賃に付帯する未納の督促手数料等及び入居者の負担に係る軽微な修繕に要する費用についても敷金から控除できるように必要な規定を追加するもの。

〈参考〉明渡しにおける市営住宅の敷金控除のイメージ



3 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次及び第1条から第8条まで 略 （入居者の選考）</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する数の入居者を決定する。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者で速やかに市営住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) 第5条に規定する理由に係る者</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で20歳未満の者を扶養しているもの</p> <p>(3) 引揚者</p> <p>(4) 炭坑離職者</p> <p>(5) 市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。））、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった同条第2項に規定する犯罪被害者等</p> <p>(6) 次に掲げる地域に平成23年3月11日において居住していた者</p> <p>ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による指示により設定された避難指示区域であって、平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域</p> <p>イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示により設定された緊急時避難準備区域であって、平成23年9月30日に当該緊急時避難準備区域の設定を解除された地域</p> <p>ウ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域</p> <p>第10条から第18条まで 略 （敷金）</p> <p>第19条 入居者は、入居時における家賃の3月分に相当する額を敷金として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てるこ</p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次及び第1条から第8条まで 略 （入居者の選考）</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する数の入居者を決定する。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者で速やかに市営住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) 第5条に規定する理由に係る者</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で20歳未満の者を扶養しているもの</p> <p>(3) 引揚者</p> <p>(4) 炭坑離職者</p> <p>(5) 市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。））又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</p> <p>(6) 次に掲げる地域に平成23年3月11日において居住していた者</p> <p>ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による指示により設定された避難指示区域であって、平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域</p> <p>イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示により設定された緊急時避難準備区域であって、平成23年9月30日に当該緊急時避難準備区域の設定を解除された地域</p> <p>ウ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域</p> <p>第10条から第18条まで 略 （敷金）</p> <p>第19条 入居者は、入居時における家賃の3月分に相当する額を敷金として支払わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>とを請求することができない。</p> <p>3 第1項の敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したときは、これを返還する。この場合において、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、損害賠償金又は第34条第2項（第38条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第43条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれらを控除した残額を返還する。</p> <p>4 敷金には、利子を付けない。</p> <p>第20条から第69条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>2 前項の敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したときは、これを返還する。この場合において、未納の家賃、損害賠償金又は第34条第2項、損害賠償金又は第34条第2項若しくは第43条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれらを控除する。</p> <p>3 敷金には、利子を付けない。</p> <p>第20条から第69条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 30 号

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について

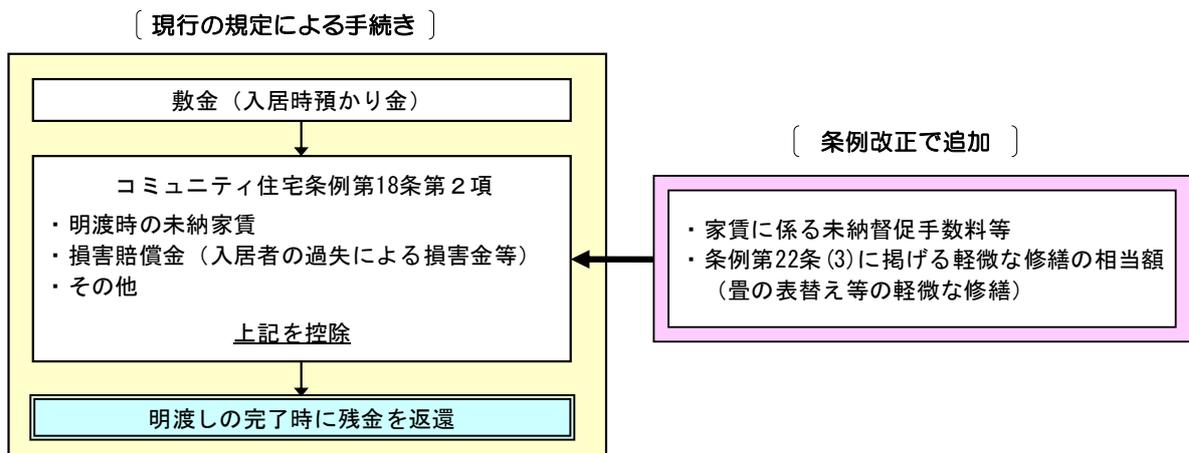
1 改正の趣旨

入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときに敷金をその債務の弁済に充てることができることとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

入居者がコミュニティ住宅を明け渡す際に、現在は家賃及び損害賠償金等に未履行分がある場合は敷金から控除しているが、家賃に付帯する督促手数料等及び軽微な修繕に要する費用の未履行分についても敷金から控除できるように必要な規定を追加するもの。

〈参考〉明渡しにおけるコミュニティ住宅の敷金控除のイメージ



3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市コミュニティ住宅条例 平成9年12月24日条例第39号</p> <p>改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市コミュニティ住宅条例 目次及び第1条から第17条まで 略 (敷金)</p> <p>第18条 入居者は、入居時における家賃の3月分に相当する額を敷金として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。</p> <p>3 第1項の敷金は、入居者がコミュニティ住宅を明け渡したときは、これを返還する。この場合において、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、損害賠償金又は第31条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれらを控除した残額を返還する。</p> <p>4 敷金には、利子を付けない。</p> <p>第19条から第50条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市コミュニティ住宅条例 平成9年12月24日条例第39号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市コミュニティ住宅条例 目次及び第1条から第17条まで 略 (敷金)</p> <p>第18条 入居者は、入居時における家賃の3月分に相当する額を敷金として支払わなければならない。</p> <p>2 前項の敷金は、入居者がコミュニティ住宅を明け渡したときは、これを返還する。この場合において、未納の家賃、損害賠償金又は第31条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれを控除する。</p> <p>3 敷金には、利子を付けない。</p> <p>第19条から第50条まで 略 附 則 略</p>

議案第 31 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

生出児童館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第 2 条第 1 項の表から盛岡市立生出児童館の項を削る。

盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地 2
-----------	----------------

第 3 条第 2 項中「、盛岡市立生出児童館」及び「及び盛岡市立生出児童館」を削る。

第 8 条第 1 項中「及び盛岡市立生出児童館」を削る。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																										
○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号	○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略																																																																																																																																																																										
盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。	盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。																																																																																																																																																																										
第1条 略 （設置）	第1条 略 （設置）																																																																																																																																																																										
第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。	第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田宇宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田宇宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田宇宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田宇宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																										
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																										
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																										
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																										
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																										
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																										
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																										
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																										
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																										
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田宇宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																										
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																										
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																										
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																										
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																										
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																										
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																										
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																										
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																										
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																										
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																										
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																										
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																										
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																										
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																										
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																										
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																										
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田宇宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																										
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																										
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																										
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																										
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																										
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																										
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																										
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																										
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																										
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																										
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																										
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																										
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																										
2 児童館に次表のとおり分室を設置する。	2 児童館に次表のとおり分室を設置する。																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																										
名称	位置																																																																																																																																																																										
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																										
（開館時間）	（開館時間）																																																																																																																																																																										
第3条 児童館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、	第3条 児童館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、																																																																																																																																																																										

議案第 32 号

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

認定こども園の認定の要件のうち食事の提供の方法に係る要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

管理栄養士の国家試験を受けるためには、栄養士の免許が必要であったところ、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者については、栄養士免許の取得が不要となった。

これに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る国の設備基準である「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」において、運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとなった。

このことから、市の基準条例においても、「栄養士」の配置等を求めている部分について、「管理栄養士」を追加する改正を行うもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 33 号

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

水道法施行令（昭和32年政令第 336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

布設工事監督者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の趣旨を踏まえて、資格要件に下水道等に関する実務経験を含める等の改正を行うもの。また、上下水道の整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていくことが想定されることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加等を行うものである。

(1) 布設工事監督者について

- ・実務経験年数要件に他分野（工業用水道、下水道、道路及び河川）を加味し、内2分の1以上は水道に関する実務経験を必要とするものに改める。
- ・学科要件に機械工学科、電気工学科に相当する課程を追加する。
- ・資格要件に1級土木施工管理技士を追加する。

(2) 水道技術管理者について

- ・要件から「布設工事監督者の資格を有する者」を削除し、土木工学課程の学科要件を追加する。
- ・資格要件に技術士（上下水道部門）及び1級土木施工管理技士を追加する。

3 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前
<p>務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	
<p>(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)で、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者で、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p>
<p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(1) 前条の規定による布設工事監督者の資格を有する者</p>
<p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者で、その後それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとにそれぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者で、その後それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとにそれぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(6) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号の講習の課程を修了した者</p>	<p>(6) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号の講習の課程を修了した者</p>
<p>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	
<p>(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者で、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	
<p>2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。	附 則 略

議案第 34 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

公共下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである

2 改正の内容

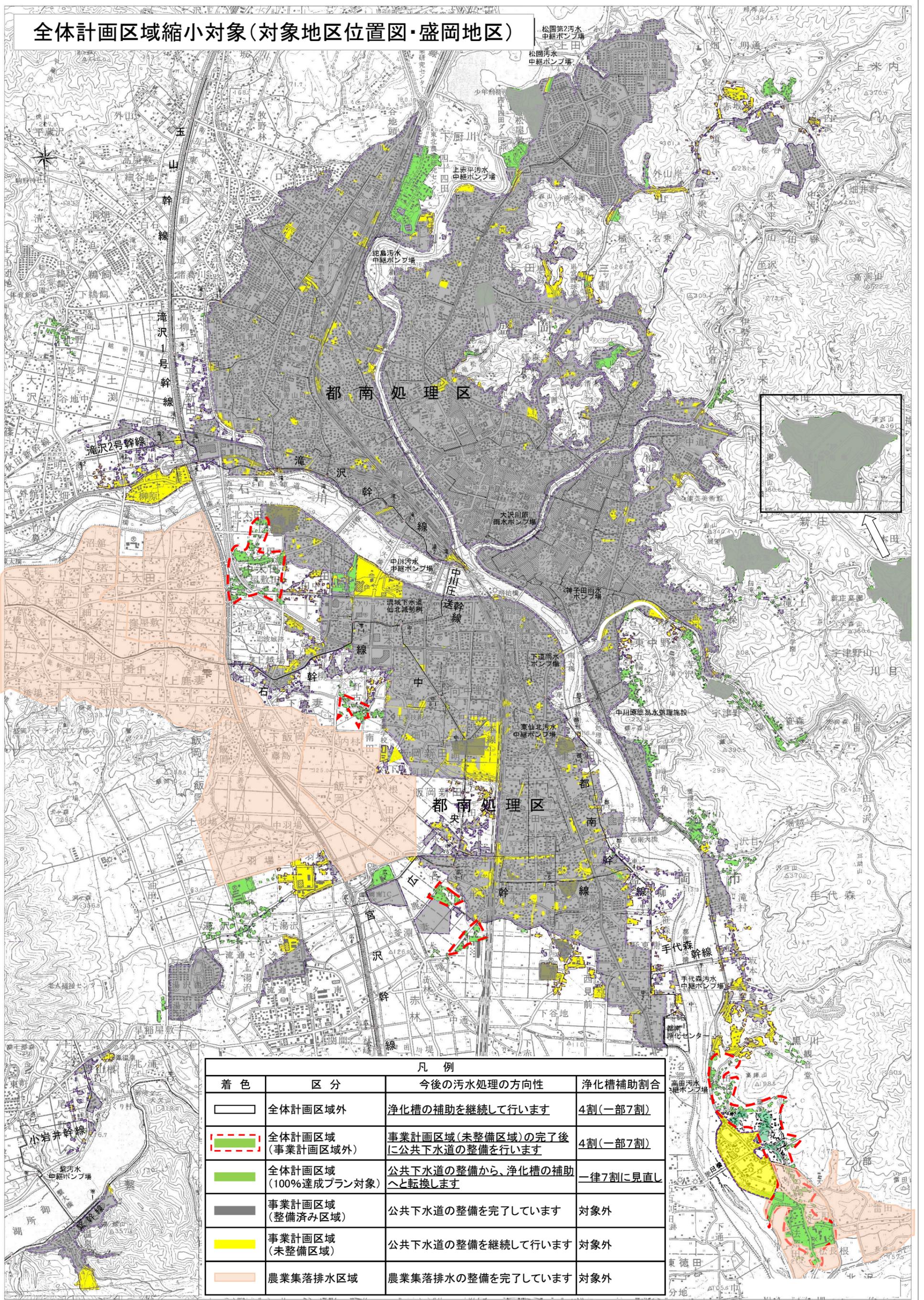
将来の下水道整備予定区域として定めている盛岡市公共下水道全体計画区域は、整備完了まで相当期間を要する見込みであることから、早期の水洗化が可能となる環境を整備するため、盛岡市公共下水道全体計画区域を縮小するとともに、浄化槽設置補助金制度を拡充する「盛岡市汚水処理人口普及率100%達成プラン」（以下「プラン」という。）を推進している。

令和6年度末にはプランに基づき、盛岡市公共下水道全体計画区域を縮小する予定であり、これに伴い公共下水道により下水を排除する予定としている予定処理区域、計画処理人口、計画1日最大汚水量が変わることから、条例に記載する数値を更新するものである。

3 施行期日

令和7年4月1日

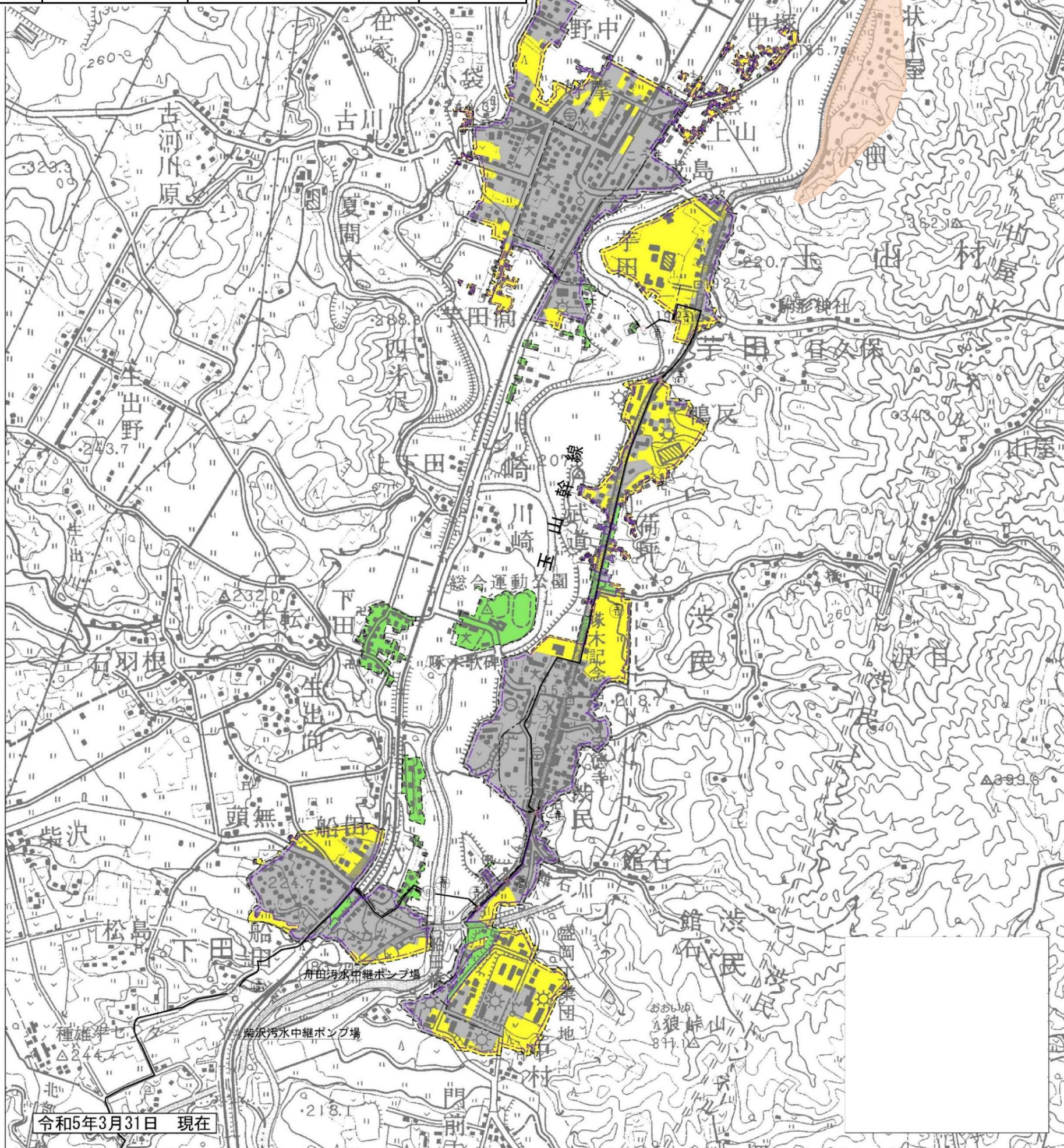
全体計画区域縮小対象(対象地区位置図・盛岡地区)



凡例			
着色	区分	今後の汚水処理の方向性	浄化槽補助割合
白	全体計画区域外	浄化槽の補助を継続して行います	4割(一部7割)
緑	全体計画区域(事業計画区域外)	事業計画区域(未整備区域)の完了後に公共下水道の整備を行います	4割(一部7割)
黄	全体計画区域(100%達成プラン対象)	公共下水道の整備から、浄化槽の補助へと転換します	一律7割に見直し
黒	事業計画区域(整備済み区域)	公共下水道の整備を完了しています	対象外
黄	事業計画区域(未整備区域)	公共下水道の整備を継続して行います	対象外
橙	農業集落排水区域	農業集落排水の整備を完了しています	対象外

全体計画区域縮小対象(対象地区位置図・玉山地区)

凡例			
着色	区分	今後の汚水処理の方向性	浄化槽補助割合
□	全体計画区域外	浄化槽の補助を継続して行います	4割(一部7割)
▭	全体計画区域(事業計画区域外)	事業計画区域(未整備区域)の完了後に公共下水道の整備を行います	4割(一部7割)
■	全体計画区域(100%達成プラン対象)	公共下水道の整備から、浄化槽の補助へと転換します	一律7割に見直し
■	事業計画区域(整備済み区域)	公共下水道の整備を完了しています	対象外
■	事業計画区域(未整備区域)	公共下水道の整備を継続して行います	対象外
■	農業集落排水区域	農業集落排水の整備を完了してします	対象外



改正後	改正前																																																				
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水区域</th> <th style="text-align: center;">給水人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市水道事業</td> <td style="text-align: center;">別表の区域</td> <td style="text-align: center;">28万3,864人</td> <td style="text-align: center;">10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称は盛岡市下水道事業とし、その予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量（公設浄化槽事業にあつては、処理区域、処理人口及び1日最大汚水量）は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予定処理区域</th> <th style="text-align: center;">計画処理人口</th> <th style="text-align: center;">計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">25万9,412人</td> <td style="text-align: center;">11万8,893立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農業集落排水事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予定処理区域</th> <th style="text-align: center;">計画処理人口</th> <th style="text-align: center;">計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">1万1,680人</td> <td style="text-align: center;">3,855立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 公設浄化槽事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処理区域</th> <th style="text-align: center;">処理人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち28ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">616人</td> <td style="text-align: center;">165立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール	25万9,412人	11万8,893立方メートル	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル	処理区域	処理人口	1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水区域</th> <th style="text-align: center;">給水人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市水道事業</td> <td style="text-align: center;">別表の区域</td> <td style="text-align: center;">28万3,864人</td> <td style="text-align: center;">10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称は盛岡市下水道事業とし、その予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量（公設浄化槽事業にあつては、処理区域、処理人口及び1日最大汚水量）は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予定処理区域</th> <th style="text-align: center;">計画処理人口</th> <th style="text-align: center;">計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち6,278ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">26万1,700人</td> <td style="text-align: center;">12万 501立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農業集落排水事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予定処理区域</th> <th style="text-align: center;">計画処理人口</th> <th style="text-align: center;">計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">1万1,680人</td> <td style="text-align: center;">3,855立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 公設浄化槽事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処理区域</th> <th style="text-align: center;">処理人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市の区域のうち28ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">616人</td> <td style="text-align: center;">165立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち6,278ヘクタール	26万1,700人	12万 501立方メートル	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル	処理区域	処理人口	1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																																																		
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																																																		
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																																			
盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール	25万9,412人	11万8,893立方メートル																																																			
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																																			
盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル																																																			
処理区域	処理人口	1日最大汚水量																																																			
盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル																																																			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																																																		
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																																																		
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																																			
盛岡市の区域のうち6,278ヘクタール	26万1,700人	12万 501立方メートル																																																			
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																																			
盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル																																																			
処理区域	処理人口	1日最大汚水量																																																			
盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル																																																			

議案第 35 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

水道料金の納入に係る証明書の交付に係る手数料の額を改定しようとするものである。

2 改正の背景

本市が策定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に準じて、交付手数料について「かかる費用」と「料金収入」のバランスが適当か検証した結果を踏まえ、水道料金の納入に係る証明書の交付に係る手数料の改定を行うことで、「受益者負担の適正化」を図るものである。

3 改正の内容

盛岡市水道事業給水条例第34条第1項第5号に規定する「料金の納入に係る証明書の交付」に係る手数料の額を次のとおり改める。

【改正前】

1 件につき300円

【改正後】

1 件につき400円

4 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第33条の3まで 略 (手数料)</p> <p>第34条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 給水装置工事に係る第8条第2項の設計審査 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水装置を新設する場合</td> <td>分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものを除く。) 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水装置を新設する場合</td> <td>分岐口径が25ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">8,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものに限る。) 2,000円</p> <p>(4) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき500円</p> <p>(5) 料金の納入に係る証明書の交付 1件につき 400円</p> <p>(6) 水道法第16条の2第1項の指定 1件につき11,000円</p> <p>(7) 水道法第25条の3の2第1項の指定の更新 1件につき11,000円</p> <p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。</p> <p>第35条から第44条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	区分	手数料の額 (1件につき)	給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円	給水装置を改造する場合	2,000円	給水装置を修繕する場合	2,000円	給水装置を撤去する場合	1,000円	区分	手数料の額 (1回につき)	給水装置を新設する場合	分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円	給水装置を改造する場合	4,000円	給水装置を修繕する場合	4,000円	給水装置を撤去する場合	2,000円	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第33条の3まで 略 (手数料)</p> <p>第34条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 給水装置工事に係る第8条第2項の設計審査 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水装置を新設する場合</td> <td>分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものを除く。) 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水装置を新設する場合</td> <td>分岐口径が25ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td style="text-align: right;">8,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものに限る。) 2,000円</p> <p>(4) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき500円</p> <p>(5) 料金の納入に係る証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>(6) 水道法第16条の2第1項の指定 1件につき11,000円</p> <p>(7) 水道法第25条の3の2第1項の指定の更新 1件につき11,000円</p> <p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。</p> <p>第35条から第44条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	区分	手数料の額 (1件につき)	給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円	給水装置を改造する場合	2,000円	給水装置を修繕する場合	2,000円	給水装置を撤去する場合	1,000円	区分	手数料の額 (1回につき)	給水装置を新設する場合	分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円	給水装置を改造する場合	4,000円	給水装置を修繕する場合	4,000円	給水装置を撤去する場合	2,000円
区分	手数料の額 (1件につき)																																																												
給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円																																																											
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円																																																											
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円																																																											
給水装置を改造する場合	2,000円																																																												
給水装置を修繕する場合	2,000円																																																												
給水装置を撤去する場合	1,000円																																																												
区分	手数料の額 (1回につき)																																																												
給水装置を新設する場合	分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円																																																											
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円																																																											
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円																																																											
給水装置を改造する場合	4,000円																																																												
給水装置を修繕する場合	4,000円																																																												
給水装置を撤去する場合	2,000円																																																												
区分	手数料の額 (1件につき)																																																												
給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円																																																											
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円																																																											
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円																																																											
給水装置を改造する場合	2,000円																																																												
給水装置を修繕する場合	2,000円																																																												
給水装置を撤去する場合	1,000円																																																												
区分	手数料の額 (1回につき)																																																												
給水装置を新設する場合	分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円																																																											
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円																																																											
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円																																																											
給水装置を改造する場合	4,000円																																																												
給水装置を修繕する場合	4,000円																																																												
給水装置を撤去する場合	2,000円																																																												